



第4次 成田市防犯まちづくり 推進計画

令和2年3月
成田市





第4次 成田市防犯まちづくり 推進計画

令和2年3月
成田市



はじめに

成田市では、平成19年6月に「成田市防犯まちづくり推進条例」を制定し、平成28年3月には同条例に基づき、「第3次成田市防犯まちづくり推進計画」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

地域での市民の皆様による積極的な自主防犯活動や市による防犯カメラの設置、駅前番所の運営、青色防犯パトロール車による巡回活動など、市・市民等・警察署をはじめとした関係機関との連携・協力の結果、本市における刑法犯認知件数は減少傾向にあります。

しかしながら、自転車盗をはじめとする乗物盗や、主に高齢者を対象とした電話de詐欺など、市民生活の身近な場所での犯罪は依然として多く発生している状況です。

新たに策定した令和2年度を初年度とする「第4次成田市防犯まちづくり推進計画」では、これまでの防犯対策を「犯罪機会論」の視点から整理し、展開していくことで犯罪抑止に努めてまいります。

この「犯罪機会論」は、犯罪の発生した要因はその環境にあるととらえて分析し、犯罪の機会を与えないという考え方であり、市といたしましては、これを具現化するため、領域性、監視性、抵抗性の3つの視点で、犯罪抑止力のあるまちづくりを進めてまいります。

また、本計画の推進には、防犯まちづくりの基本理念をもとに、市・市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携・協働しながら、一人ひとりが安全・安心に暮らせるまちの実現を目指し様々な取り組みを行うことが必要となりますので、今後も皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケートなどにご協力いただきました皆様をはじめ、数々の貴重なご意見・ご提言をいただきました「成田市防犯まちづくり推進協議会」委員の皆様には、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

成田市長 小泉 一成

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の対象 | 1 |
| 3. 計画の位置付け | 2 |
| 4. 計画の期間 | 2 |
| 第2章 成田市における犯罪の発生状況 | 3 |
| 1. 刑法犯認知件数の推移 | 3 |
| 2. 罪種別認知件数の推移 | 4 |
| 3. 窃盗犯罪の推移 | 5 |
| 4. 成田国際空港警察署管内の刑法犯認知件数 | 7 |
| 5. 不審者情報の状況 | 8 |
| 6. 電話 de 詐欺の被害状況 | 9 |
| 第3章 市民意識調査の結果分析 | 10 |
| 1. 調査の目的と内容 | 10 |
| 2. 防犯関連設問の調査結果 | 10 |
| 第4章 計画の基本方向 | 14 |
| 1. 計画の基本目標 | 14 |
| 2. 地域を構成する者のそれぞれの役割 | 16 |
| 3. 成果指標の設定 | 19 |
| 4. 施策の体系 | 20 |
| 第5章 施策の展開 | 21 |
| 基本方針1. 自主防犯意識の醸成（抵抗性の強化） | 21 |
| 個別施策1-(1) 犯罪・不審者情報及び防犯情報の提供 | 21 |
| 個別施策1-(2) 防犯教育の推進 | 22 |
| 個別施策1-(3) 普及・啓発活動の実施 | 22 |
| 個別施策1-(4) 住宅の防犯対策の強化 | 23 |
| 個別施策1-(5) 被害者等への支援・配慮 | 24 |
| 基本方針2. 自主的な防犯活動の推進（領域性の強化） | 25 |
| 個別施策2-(1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成 | 25 |
| 個別施策2-(2) 自主防犯活動団体との連携活動 | 26 |
| 個別施策2-(3) 事業者等への犯罪抑止対策の働きかけ | 26 |
| 個別施策2-(4) 自主防犯活動団体に対する支援 | 27 |
| 個別施策2-(5) 学校安全ボランティア等への活動支援 | 28 |
| 個別施策2-(6) 防犯まちづくり推進功労者等の表彰 | 28 |
| 基本方針3. 犯罪抑止対策の実施（領域性の強化） | 29 |
| 個別施策3-(1) 青色回転灯パトロール車による巡回の実施 | 29 |
| 個別施策3-(2) 成田市駅前番所・成田市移動駅前番所の運用 | 29 |
| 個別施策3-(3) 高齢者等を標的とした犯罪への対策 | 30 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 個別施策 3-(4) 子どもや女性を犯罪から守るための取り組み..... | 31 |
| 個別施策 3-(5) 暴力団排除への取り組み..... | 32 |
| 基本方針 4. 防犯に配慮した生活環境整備（監視性の強化）..... | 33 |
| 個別施策 4-(1) 犯罪抑止重点地区の指定..... | 33 |
| 個別施策 4-(2) 防犯カメラ等の設置管理..... | 33 |
| 個別施策 4-(3) 防犯灯の設置と適切な維持管理..... | 34 |
| 個別施策 4-(4) 適切な住環境の整備..... | 34 |
| 個別施策 4-(5) 公共施設等の防犯性の向上..... | 35 |
| 個別施策 4-(6) 学校・保育園等における安全対策..... | 36 |
| 第6章 計画の推進 | 37 |
| 1. 計画の推進体制..... | 37 |
| 2. 計画の進行管理..... | 37 |

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

本市では、防犯まちづくり^{*1}の基本理念や市、市民等^{*2}及び事業者の役割、並びに防犯まちづくりを推進する基本となる事項を定めた「成田市防犯まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成 19 年に制定し、翌年 2 月には施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的な防犯対策などを明らかにした「成田市防犯まちづくり推進計画」を策定しました。

この計画は、持続的に防犯への取組をすすめる方針として策定しており、平成 28 年 3 月には、「第 3 次推進計画」を策定し、市民等、事業者、警察署、その他関係団体と緊密に連携を図りながら、各種取組を実施してきました。

この第 3 次推進計画が令和元年度で終了することを受けて、安全で安心して暮らせる「うるおいのある生活環境づくり」を推進するため、これまでの計画に引き続き、「第 4 次推進計画」として策定するものです。

***1 防犯まちづくり**

市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備、並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動のことを言う。

***2 市民等**

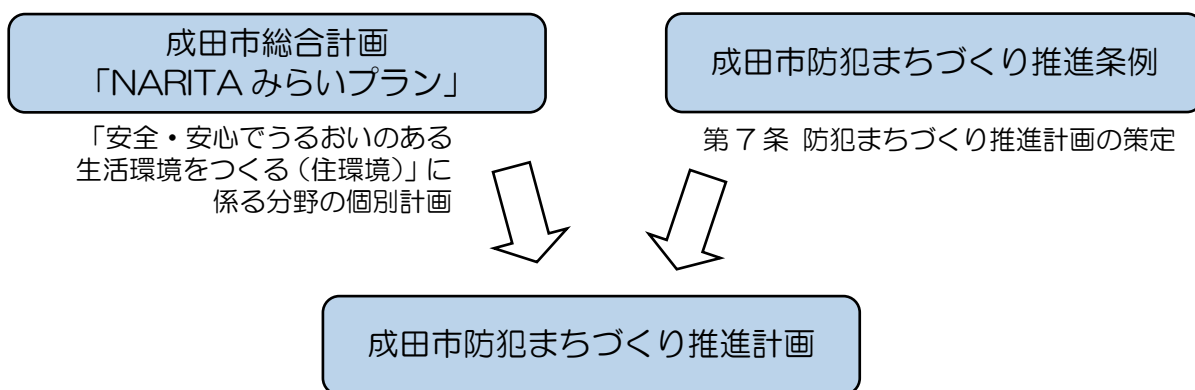
市内に居住する者に加え、通勤・通学・旅行のために市内に滞在する者及び市内を通過する者、並びに市内の土地・建物・工作物の所有者及び管理者を含む。

2. 計画の対象

この計画では主に日常生活で起こりうる身近な犯罪を未然に防止する『防犯』について対象とし、犯罪抑止力と防犯意識の向上を図ることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することとします。

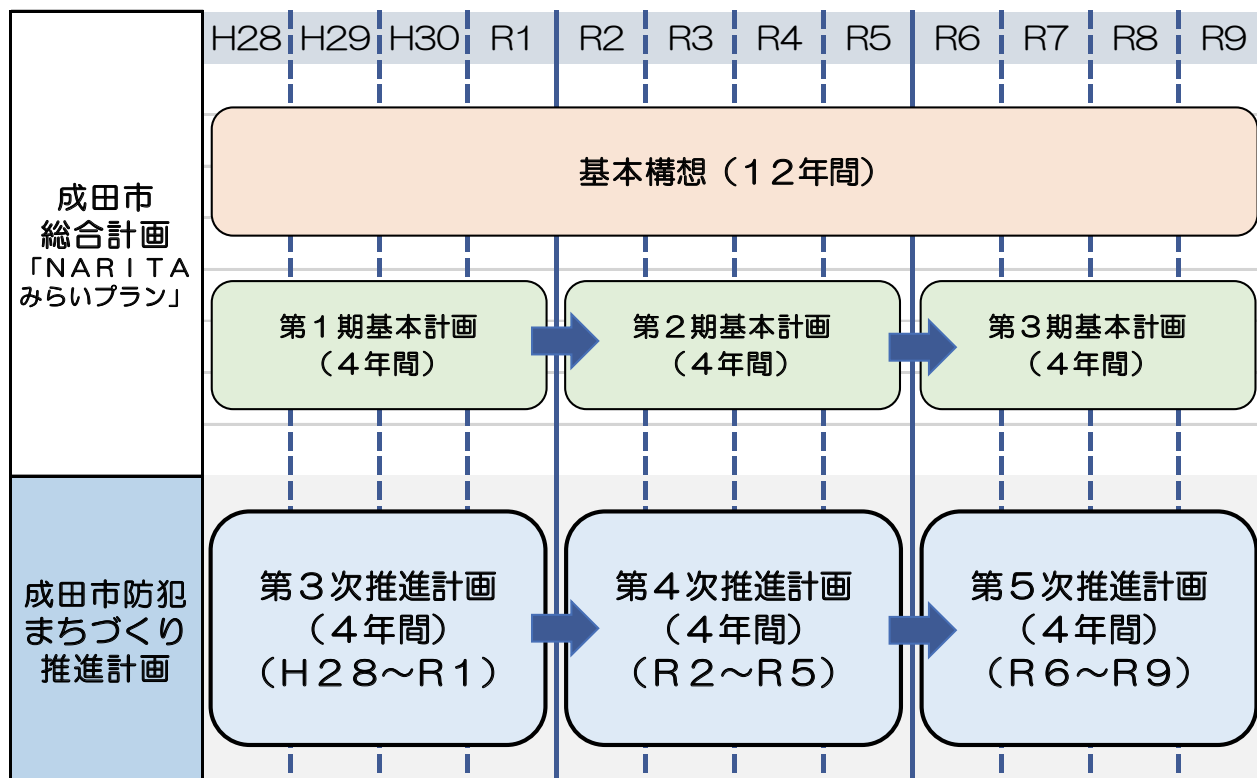
3. 計画の位置付け

本計画は、成田市総合計画「NARITA みらいプラン」(平成 28 年 3 月策定)を上位計画とし、犯罪などが起こりにくいまちをつくるため、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割のもと、連携を図りながら取り組むべき具体的な施策等を示したものであり、成田市防犯まちづくり推進条例(平成 19 年成田市条例第 31 号)第 7 条に基づく第 4 次計画として位置づけるものです。



4. 計画の期間

第 4 次推進計画の期間は、令和 2 年度を初年度とする総合計画「NARITA みらいプラン」第 2 期基本計画との整合を図り、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。



第2章 成田市における犯罪の発生状況

1. 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数*3は、平成14年に過去最高の4,048件を記録して以降、自主防犯活動団体の設立や、市の青色回転灯パトロール車を活用したパトロールが開始されたことなどもあり、年々減少する傾向にありました。

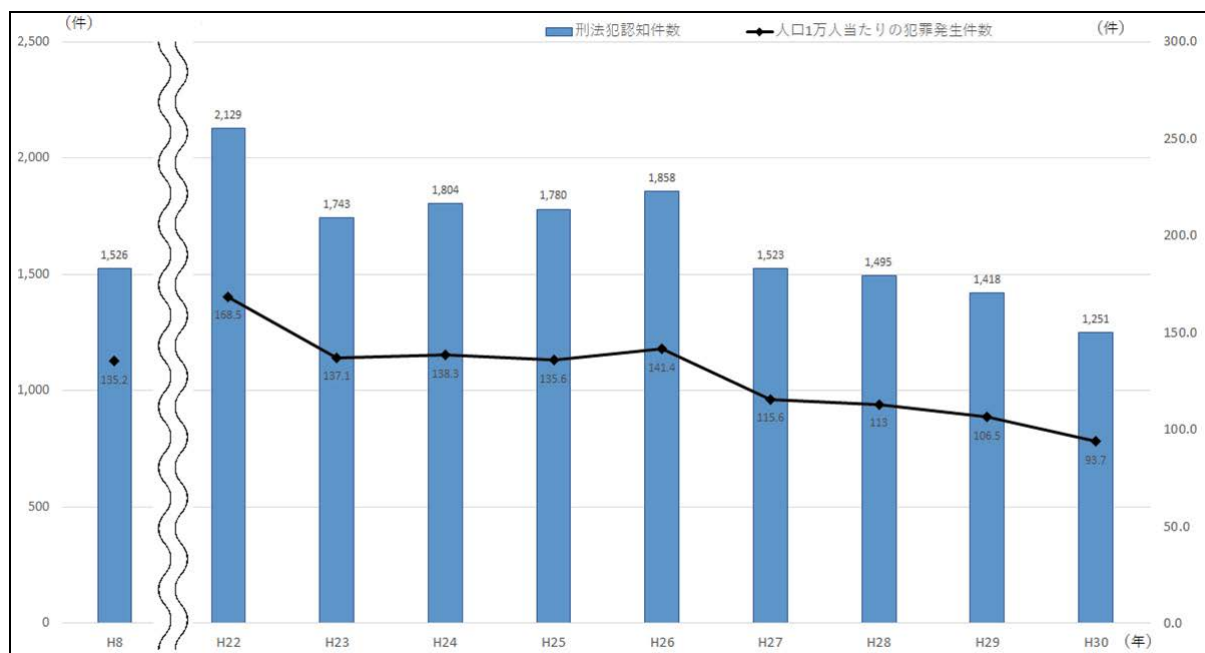
平成23年以降やや増加傾向にありましたが、平成27年より再び減少傾向となり、平成30年には過去最低となる1,251件となりました。

また、犯罪発生率の指標となる人口1万人当たりの犯罪発生件数についても、ほぼ同様の傾向となっており、平成27年には、「第1次成田市防犯まちづくり推進計画」策定時から成果指標として設定していました平成8年の治安水準の135.0件を大きく下回り、その後も減少傾向が続き、平成30年には過去最低の93.7件となっています。

*3 刑法犯認知件数

警察において被害届け出や告訴などにより発生を認めた件数。

◆ 成田市の刑法犯認知件数及び人口1万人当たりの犯罪発生件数



| | H8 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 刑法犯認知件数 | 1,526 | 2,129 | 1,743 | 1,804 | 1,780 | 1,858 | 1,523 | 1,495 | 1,418 | 1,251 |
| 人口1万人当たりの犯罪発生件数 | 135.2 | 168.5 | 137.1 | 138.3 | 135.6 | 141.4 | 115.6 | 113 | 106.5 | 93.7 |
| 12月末日現在 住民基本台帳人口 | 112,842 | 126,314 | 127,109 | 130,477 | 131,224 | 131,418 | 131,739 | 132,334 | 133,098 | 133,456 |

2. 罪種別認知件数の推移

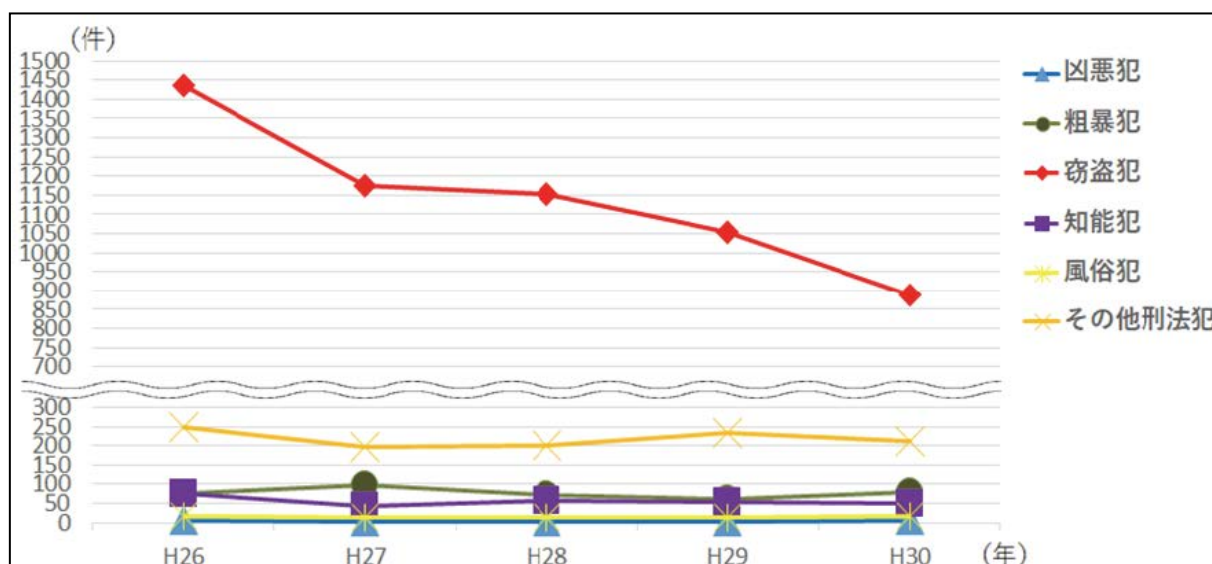
罪種別認知件数を見ると、凶悪犯などの発生件数の少ない犯罪は年によって件数にばらつきが見られます。一番大きな割合を占める窃盗犯については、犯罪発生件数が平成26年から平成30年までに548件、およそ4割減少しています。全体の犯罪発生件数が減少したのも窃盗犯の減少が主な要因と考えられます。しかしながら、市民生活において身近な場所で発生する犯罪は依然として多いことから、引き続き注意が必要です。

罪種ごとの全体に対する構成比については、各年で大きな差は見られません。

◆ 罪種別犯罪発生件数

()内は構成比

| 年 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 計 |
|-----|-------------|--------------|------------------|--------------|--------------|----------------|-------|
| H26 | 7 (0.4%) | 76 (4.1%) | 1,435 (77.2%) | 74 (4.0%) | 17 (0.9%) | 249 (13.4%) | 1,858 |
| H27 | 1 (0.1%) | 96 (6.3%) | 1,174 (77.1%) | 44 (2.9%) | 12 (0.8%) | 196 (12.8%) | 1,523 |
| H28 | 3 (0.2%) | 71 (4.8%) | 1,153 (77.1%) | 56 (3.7%) | 12 (0.8%) | 200 (13.4%) | 1,495 |
| H29 | 2 (0.2%) | 61 (4.3%) | 1,055 (74.4%) | 54 (3.8%) | 13 (0.9%) | 233 (16.4%) | 1,418 |
| H30 | 7 (0.6%) | 80 (6.4%) | 887 (70.9%) | 48 (3.8%) | 18 (1.4%) | 211 (16.9%) | 1,251 |



注: 罪種別の主な手口

凶悪犯… [殺人, 強盗, 強姦, 放火]

粗暴犯… [暴行, 傷害, 脅迫, 恐喝, 凶器準備集合]

窃盗犯… [空き巣, 忍込み, 事務所荒し, 出店荒し, 自動車盗, オートバイ盗, 自転車盗, 車上ねらい, ひったくり, 部品ねらい, 自販機ねらい]

知能犯… [詐欺, 横領]

風俗犯… [賭博, わいせつ]

その他… [住居侵入, 占有離脱物横領]

3. 窃盗犯罪の推移

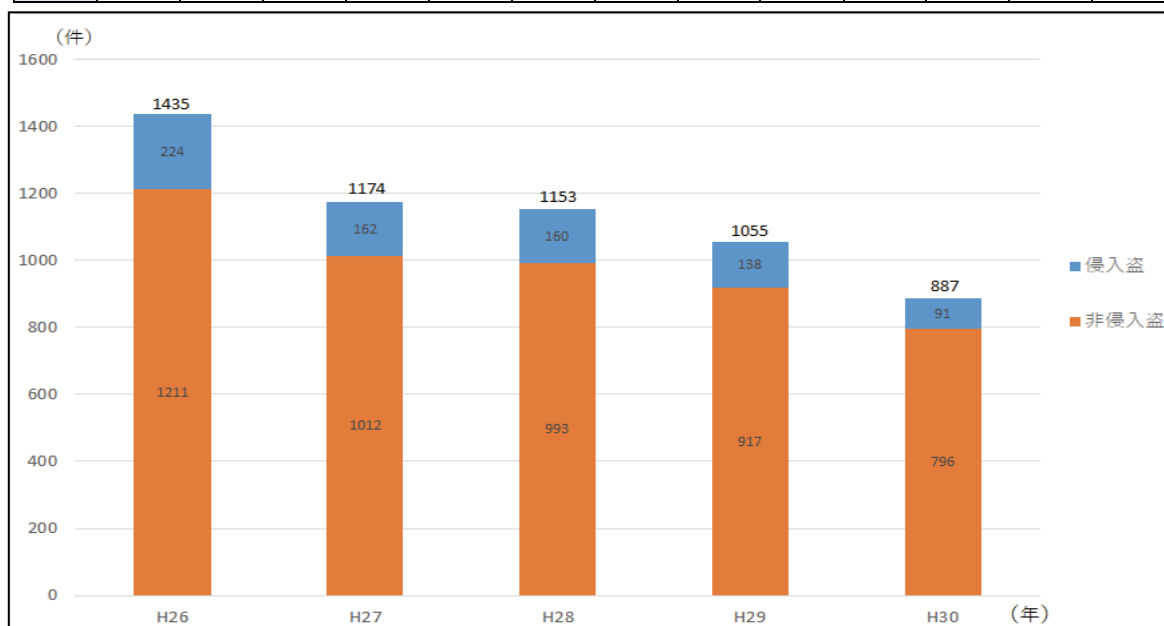
刑法犯認知件数の一番大きな割合を占める窃盗犯の手口別の内容を見ると、自転車盗の占める割合が大きなものとなっています。自転車盗は無施錠のまま自転車の元を離れる利用者が多いことや、自転車盗に対する罪悪感の少なさが原因と考えられます。

発生件数では、ひったくり・自販機ねらいで微増が見られますが、全体的に平成26年以降減少傾向となっています。

◆ 窃盗犯の手口別発生件数

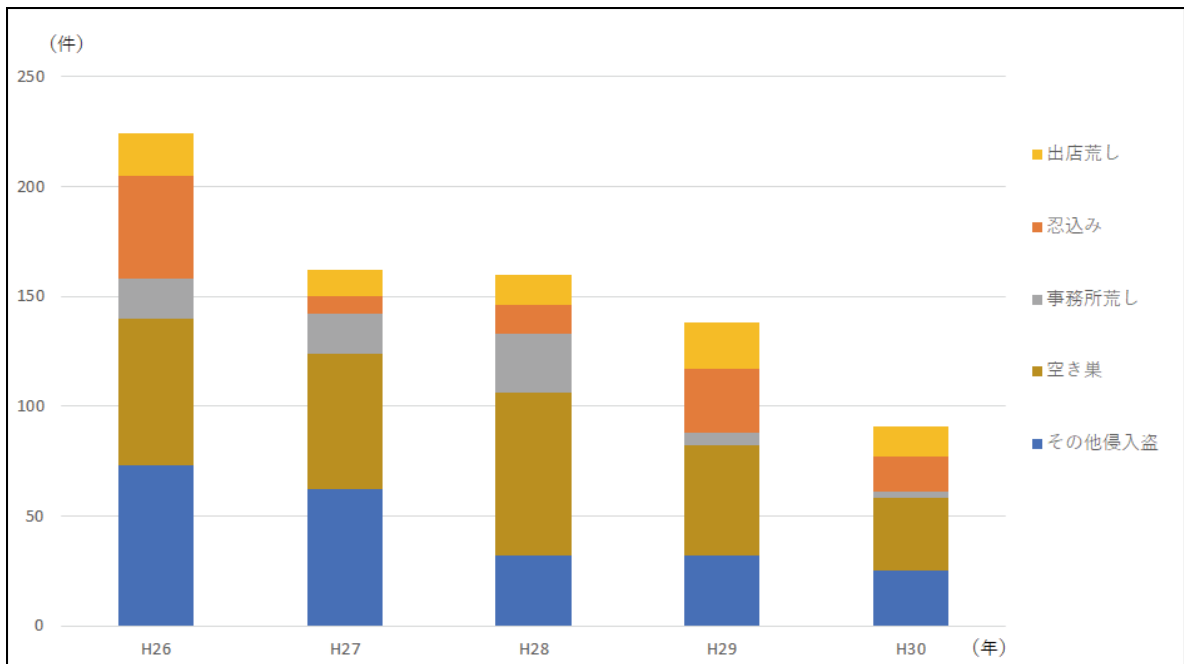
()内は構成比

| 年 | 侵入盗 | | | | | 非侵入盗 | | | | | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|-------------|--------------|--------------|----------------|
| | 空き巣 | 忍込み | 事務所荒し | 出店荒し | その他侵入盗 | 自動車盗 | オートバイ盗 | 自転車盗 | 車上ねらい | ひったくり | 部品ねらい | 自販機ねらい | その他非侵入盗 |
| H26 | 67 (4.7%) | 47 (3.3%) | 18 (1.2%) | 19 (1.3%) | 73 (5.1%) | 59 (4.1%) | 44 (3.1%) | 363 (25.3%) | 136 (9.5%) | 3 (0.2%) | 63 (4.4%) | 17 (1.2%) | 526 (36.6%) |
| H27 | 62 (5.3%) | 8 (0.7%) | 18 (1.5%) | 12 (1.0%) | 62 (5.3%) | 50 (4.2%) | 30 (2.6%) | 225 (19.2%) | 121 (10.3%) | 0 (0.0%) | 37 (3.1%) | 16 (1.4%) | 533 (45.4%) |
| H28 | 74 (6.4%) | 13 (1.1%) | 27 (2.3%) | 14 (1.2%) | 32 (2.8%) | 55 (4.8%) | 32 (2.8%) | 211 (18.3%) | 117 (10.1%) | 1 (0.1%) | 55 (4.8%) | 31 (2.7%) | 491 (42.6%) |
| H29 | 50 (4.7%) | 29 (2.7%) | 6 (0.6%) | 21 (2.0%) | 32 (3.0%) | 40 (3.8%) | 34 (3.2%) | 221 (21.0%) | 69 (6.5%) | 5 (0.5%) | 45 (4.3%) | 28 (2.7%) | 475 (45.0%) |
| H30 | 33 (3.7%) | 16 (1.8%) | 3 (0.3%) | 14 (1.6%) | 25 (2.8%) | 46 (5.2%) | 22 (2.5%) | 202 (22.8%) | 32 (3.6%) | 7 (0.8%) | 28 (3.1%) | 28 (3.2%) | 431 (48.6%) |

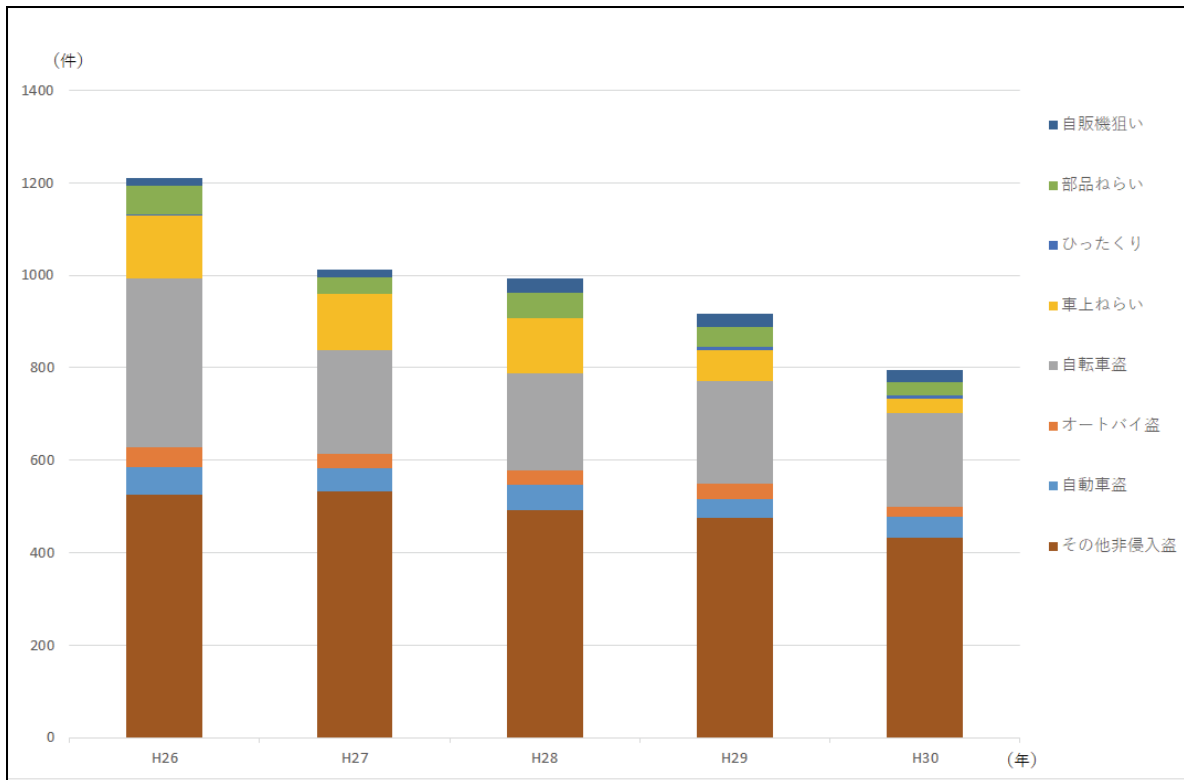


【窃盗犯の手口別発生件数内訳】

＜侵入盗＞



＜非侵入盗＞



4. 成田国際空港警察署管内の刑法犯認知件数

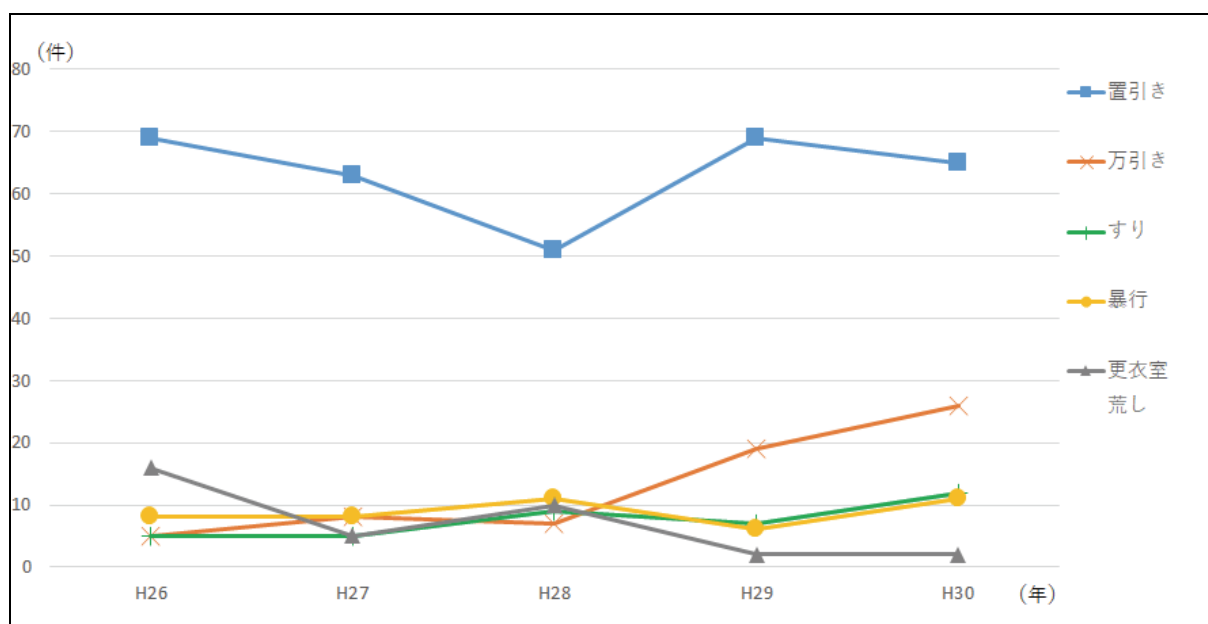
本市における刑法犯認知件数のうち、成田国際空港警察署管内に限定してみると、発生件数の総数に大きな変化はありませんが、平成28年から平成29年にかけて置引きや詐欺・万引きの件数が増加し、罪種別の割合に変化が見られます。

また、平成30年の数値を手口別に見ると、旅行者などを狙った窃盗犯の置引きが最も多く、管内発生のおよそ31.2%を占める65件が発生しており、次いで多い罪種が万引きやすりということから、成田国際空港警察署管内で認知される手口には特殊性があります。

◆ 成田国際空港警察署管内の主な罪種

()内は構成比

| 年 | 置引き | 更衣室荒し | 通貨偽造 | 暴行 | すり | 詐欺 | 万引き | 職場ねらい | その他 | 計 |
|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|-----|
| H26 | 69 (32.5%) | 16 (7.5%) | 12 (5.7%) | 8 (3.8%) | 5 (2.3%) | 1 (0.5%) | 5 (2.4%) | 0 (0.0%) | 96 (45.3%) | 212 |
| H27 | 63 (32.5%) | 5 (2.6%) | 1 (0.5%) | 8 (4.1%) | 5 (2.6%) | 0 (0.0%) | 8 (4.1%) | 6 (3.1%) | 98 (50.5%) | 194 |
| H28 | 51 (25.0%) | 10 (4.9%) | 8 (3.9%) | 11 (5.4%) | 9 (4.4%) | 1 (0.5%) | 7 (3.4%) | 10 (4.9%) | 97 (47.6%) | 204 |
| H29 | 69 (32.2%) | 2 (0.9%) | 3 (1.4%) | 6 (2.8%) | 7 (3.3%) | 10 (4.7%) | 19 (8.9%) | 11 (5.1%) | 87 (40.7%) | 214 |
| H30 | 65 (31.2%) | 2 (1.0%) | 2 (1.0%) | 11 (5.3%) | 12 (5.8%) | 10 (4.8%) | 26 (12.5%) | 4 (1.9%) | 76 (36.5%) | 208 |



注：過去5年間の発生件数合計の上位5種についてのみ掲載。

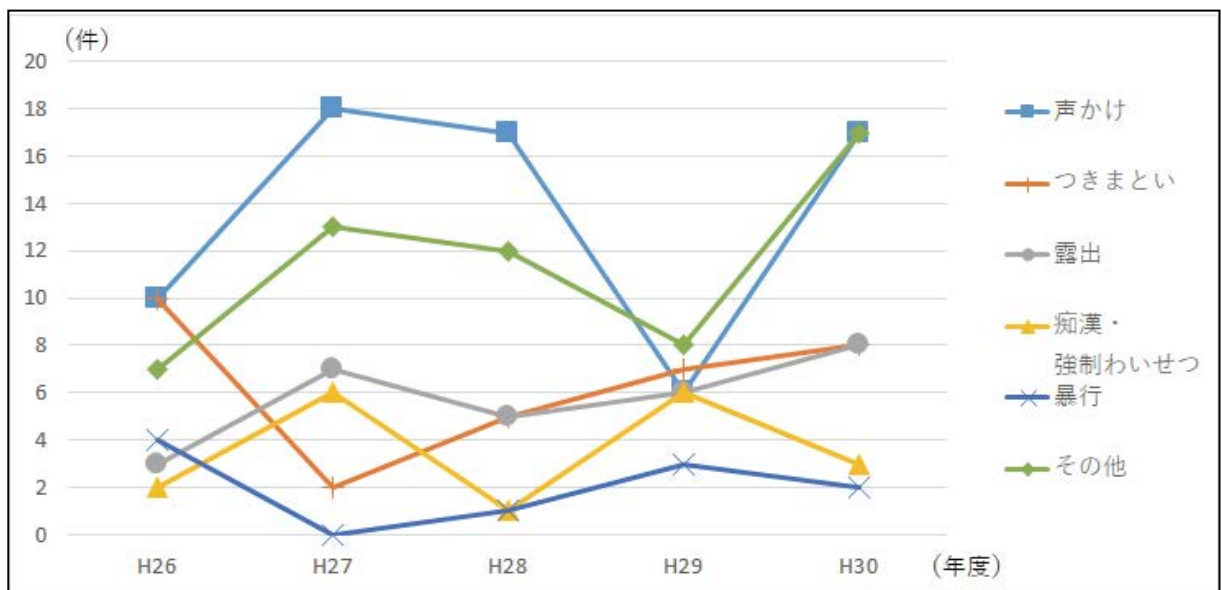
5. 不審者情報の状況

不審者情報とは、子どもや女性に不安を与える事案のことで、「露出」「暴行」「痴漢」などの犯罪行為の他、子どもや女性に対する「声かけ」「つきまとい」など、その行為自体は犯罪行為には至らないものの、過去の事例から誘拐や性犯罪等に発展するおそれのある、犯罪の前兆的事案等の情報も含まれます。

下表では不審者情報として市に寄せられた情報の件数を示しています。平成26年から平成30年にかけては増加傾向となっていますが、これらの中には単に道を聞くつもりで声をかけたが、子どもや女性がこわいと感じて逃げた場合など、主観的な受け止め方により不審者として届け出されたケースや、悪意のない事案等も含まれている可能性があります。

◆ 各年の不審者情報件数

| | 声かけ | つきまとい | 露出 | 痴漢・ 強制わいせつ | 暴行 | その他 | 計 |
|-----|-----|-------|----|---------------|----|-----|----|
| H26 | 10 | 10 | 3 | 2 | 4 | 7 | 36 |
| H27 | 18 | 2 | 7 | 6 | 0 | 13 | 46 |
| H28 | 17 | 5 | 5 | 1 | 1 | 12 | 41 |
| H29 | 6 | 7 | 6 | 6 | 3 | 8 | 36 |
| H30 | 17 | 8 | 8 | 3 | 2 | 17 | 55 |



6. 電話 de 詐欺の被害状況

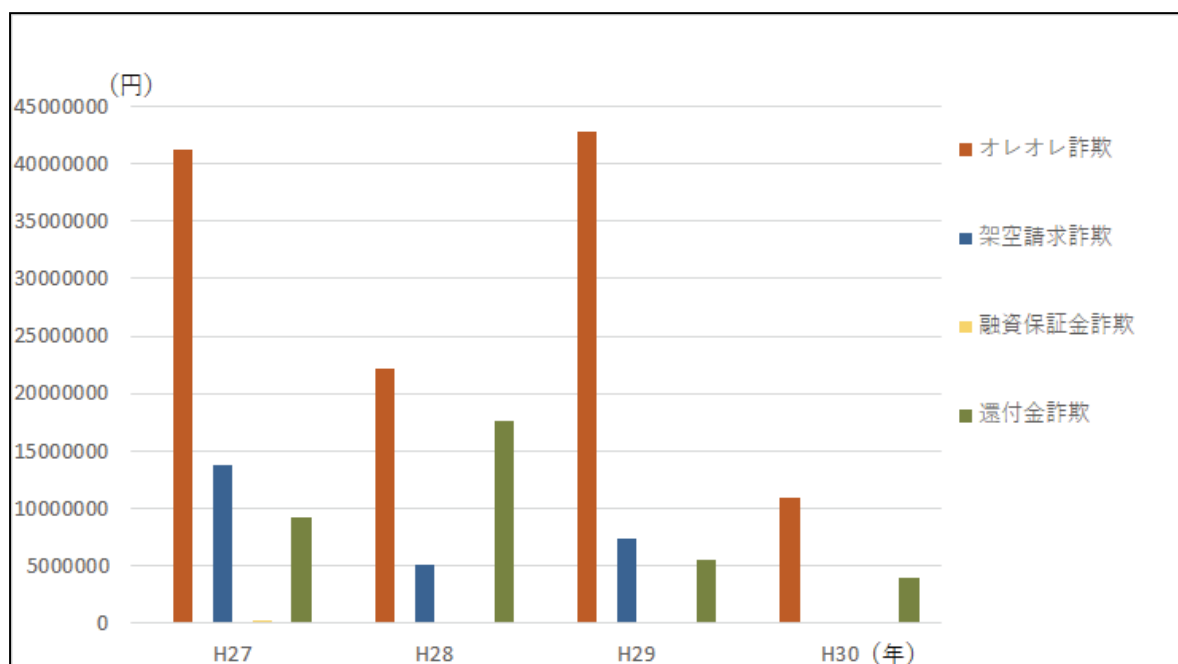
近年、全国的に「電話 de 詐欺*4」が多発し、市内においても依然として被害が発生しています。平成 30 年度は、被害件数が大幅に減少していますが、電話 de 詐欺の手口は年々巧妙になっており、1 件当たりの被害額も高額なことから、今後も引き続き対策が必要とされます。

*4 電話 de 詐欺

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の総称。

◆ 電話 de 詐欺被害状況（成田警察署管内）

| | | H27 | H28 | H29 | H30 | |
|---------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 成田警察署管内 | 被害件数（件） | 32 | 37 | 39 | 12 | |
| | 被害金額（円） | 64,497,984 | 44,887,978 | 55,743,244 | 14,790,269 | |
| 内 訳 | オレオレ詐欺 | 件数(件) | 14 | 19 | 21 | 9 |
| | | 金額(円) | 41,295,000 | 22,200,000 | 42,744,320 | 10,871,000 |
| | 架空請求詐欺 | 件数(件) | 6 | 6 | 12 | 0 |
| | | 金額(円) | 13,696,440 | 5,027,224 | 7,394,000 | 0 |
| | 融資保証金詐欺 | 件数(件) | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | 金額(円) | 265,000 | 0 | 160,000 | 0 |
| | 還付金等詐欺 | 件数(件) | 11 | 12 | 5 | 3 |
| | | 金額(円) | 9,241,544 | 17,660,754 | 5,444,924 | 3,919,269 |



第3章 市民意識調査の結果分析

1. 調査の目的と内容

この調査は、平成31年4月5日から同年4月22日にかけて、市民ニーズや市民の普段の行動様式を的確に把握することで、現行の成田総合計画「NARITA みらいプラン」第1期基本計画（平成28年度～令和元年度）の進捗状況を把握し、第2期基本計画（令和2年度～令和5年度）の策定に活用することを目的として実施されたものです。

本市に居住する15歳以上の市民から無作為に抽出した5,000人を対象に調査を行った結果、回収件数は2,176件（回収率43.5%）でした。

調査した項目のうち、防犯関連設問についての調査結果は以下のとおりです。

2. 防犯関連設問の調査結果

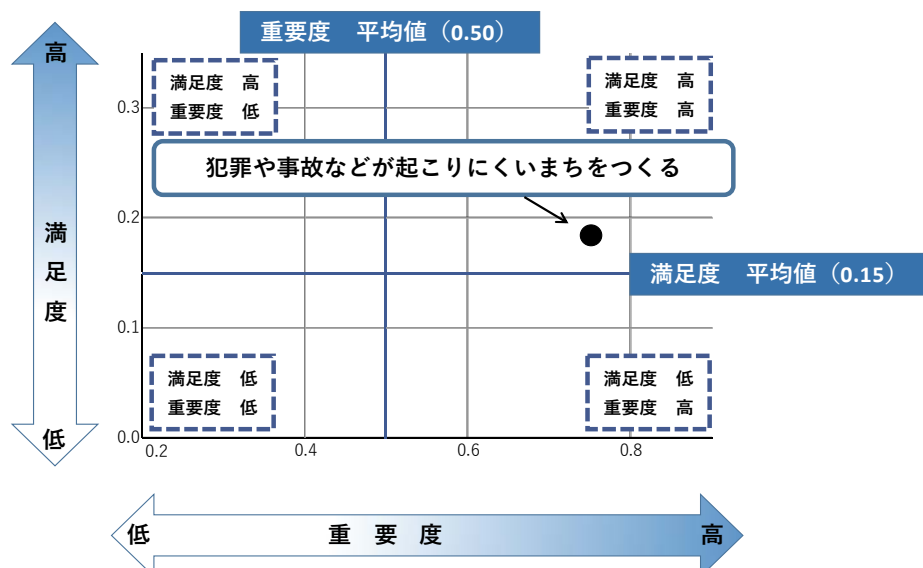
【問 基本施策に対する評価】

施策における満足度・重要度の平均値を基準とし、現状値を相対的に評価した結果、加重平均値に基づく評価は、満足度が0.18で平均値の0.15を上回っており、重要度においても0.76と平均値の0.50を上回っています。

このことから、他の施策と比較し、市民の高い期待度があらわれている施策で、行政としてはその期待に応えられるように事業等の見直しを図る必要があり、優先順位が高い施策であると言えます。

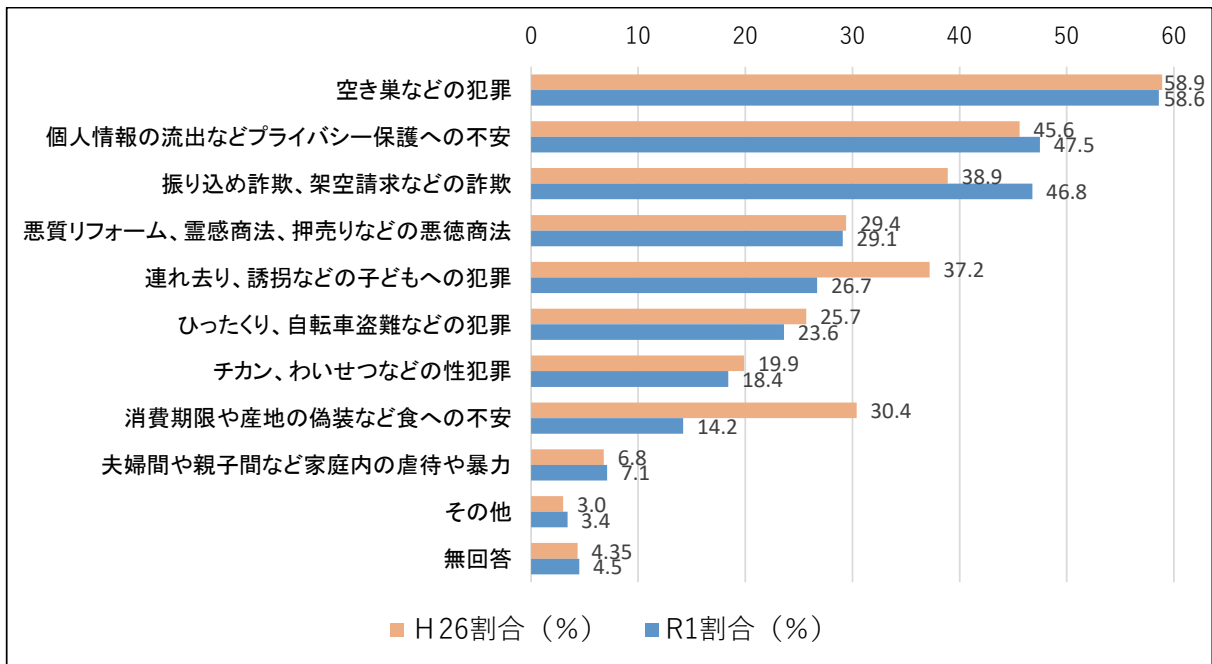
| 施策名 | 満足度 | 重要度 |
|----------------------|------|------|
| 犯罪や事故などが起こりにくいまちをつくる | 0.18 | 0.76 |
| 平均 | 0.15 | 0.50 |

◆満足度・重要度マトリックス図



【問 あなたの身の回りの犯罪等に関して、何か不安を感じることはありますか。】
 (あてはまるものすべてを選択)

身の回りの犯罪等に関して不安を感じることは、「空き巣などの犯罪」が58.6%と最も多く、次いで個人情報の流出などプライバシー保護への不安が47.5%となっています。平成26年度と比較して、「連れ去り、誘拐などの子どもへの犯罪」「消費期限や産地の偽装など食への不安」は少なくなっていますが、「振り込め詐欺、架空請求などの詐欺」に対して不安を感じる人が特に増えています。



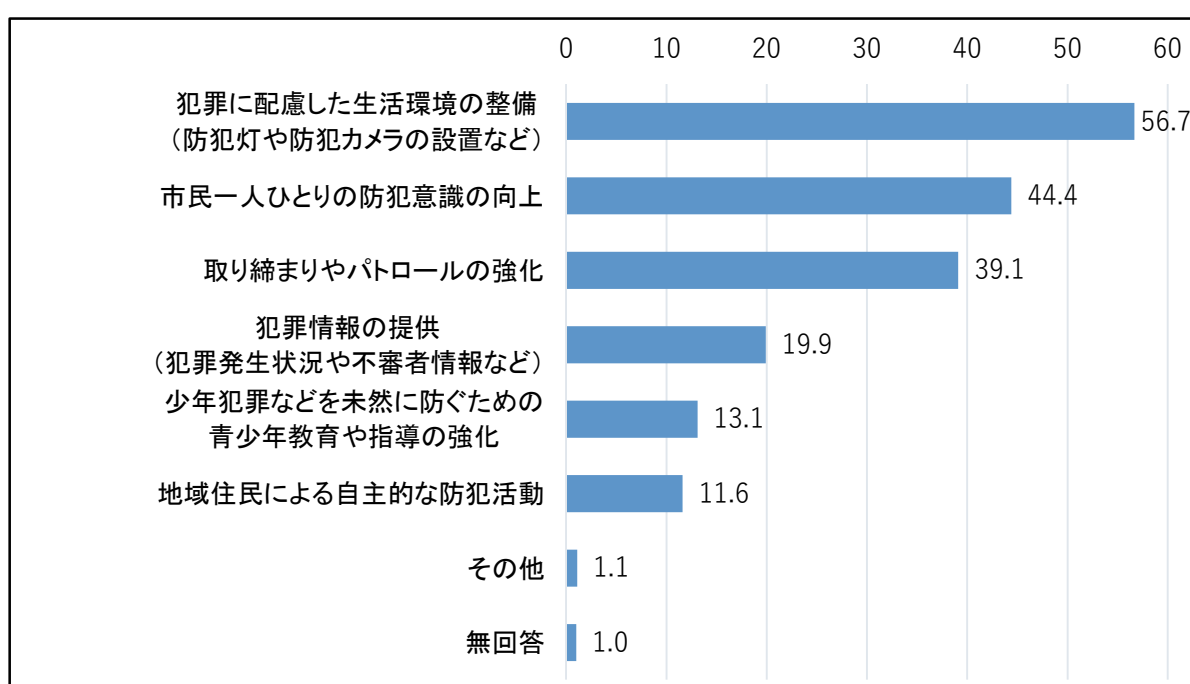
| No. | 選 択 肢 | H26 | | R1 | |
|-----|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 1 | 空き巣などの犯罪 | 2,517 | 58.9 | 1,276 | 58.6 |
| 2 | 個人情報の流出などプライバシー保護への不安 | 1,947 | 45.6 | 1,034 | 47.5 |
| 3 | 振り込め詐欺、架空請求などの詐欺 | 1,663 | 38.9 | 1,019 | 46.8 |
| 4 | 悪質リフォーム、靈感商法、押売りなどの悪徳商法 | 1,257 | 29.4 | 634 | 29.1 |
| 5 | 連れ去り、誘拐などの子どもへの犯罪 | 1,589 | 37.2 | 582 | 26.7 |
| 6 | ひったくり、自転車盗難などの犯罪 | 1,100 | 25.7 | 514 | 23.6 |
| 7 | チカン、わいせつなどの性犯罪 | 849 | 19.9 | 400 | 18.4 |
| 8 | 消費期限や産地の偽装など食への不安 | 1,299 | 30.4 | 309 | 14.2 |
| 9 | 夫婦間や親子間など家庭内の虐待や暴力 | 290 | 6.8 | 154 | 7.1 |
| 10 | その他 | 130 | 3.0 | 74 | 3.4 |
| 11 | 無回答 | 186 | 4.35 | 99 | 4.5 |

【問 防犯対策についてどのようなことが重要だと思いますか。】

(あてはまるもの2つ以内を選択)

重要だと思う防犯対策については、「防犯に配慮した生活環境の整備（防犯灯や防犯カメラの設置など）」が56.7%と最も多く、次いで「市民一人ひとりの防犯意識の向上」が44.4%、「取り締まりやパトロールの強化」が39.1%となっています。

「防犯に配慮した生活環境の整備（防犯灯や防犯カメラの設置など）」に対する市民の高い関心は、犯罪を未然に防ぐ抑止効果や事件解決につながる証拠映像としての働きに期待しているものと考えられます。



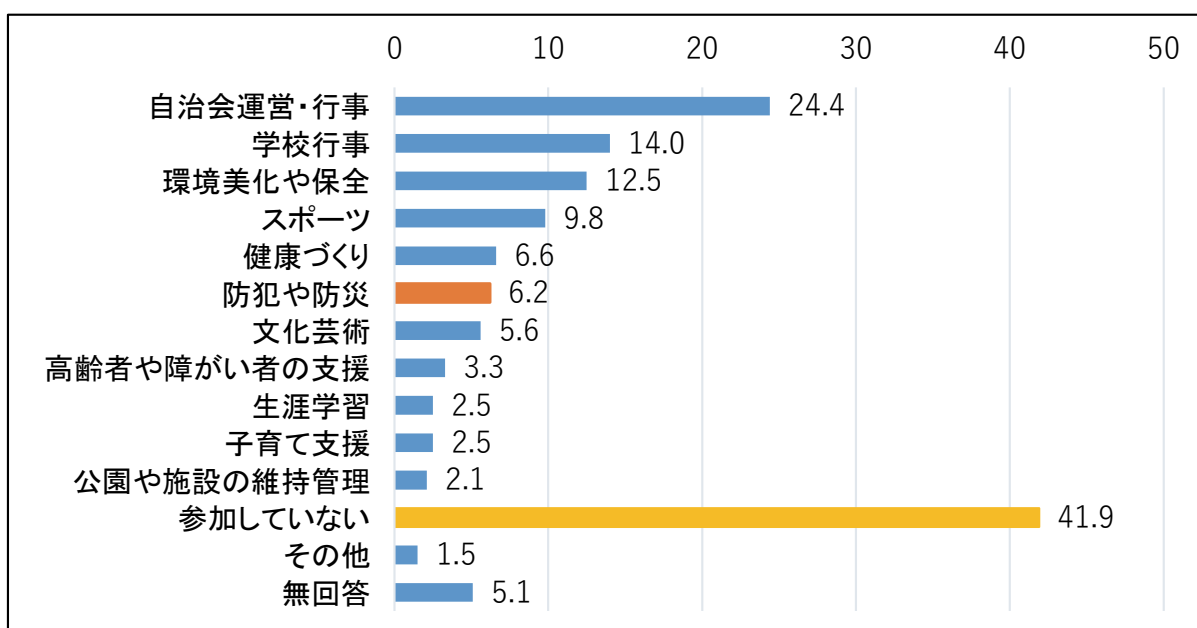
| No. | 選 択 肢 | R1 | |
|-----|--------------------------------|--------|--------|
| | | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 1 | 犯罪に配慮した生活環境の整備（防犯灯や防犯カメラの設置など） | 1,234 | 56.7 |
| 2 | 市民一人ひとりの防犯意識の向上 | 967 | 44.4 |
| 3 | 取り締まりやパトロールの強化 | 850 | 39.1 |
| 4 | 犯罪情報の提供（犯罪発生状況や不審者情報など） | 433 | 19.9 |
| 5 | 少年犯罪などを未然に防ぐための青少年教育や指導の強化 | 286 | 13.1 |
| 6 | 地域住民による自主的な防犯活動 | 253 | 11.6 |
| 7 | その他 | 24 | 1.1 |
| 8 | 無回答 | 22 | 1.0 |

【問 あなたが現在参加している地域活動は何ですか。】

(あてはまるものすべてを選択)

地域活動に「参加していない」が41.9%で、「参加している」方の地域活動の種類は、「自治会運営・行事」が24.4%と最も多く、次いで「学校行事」が14.0%で、「防犯や防災」はわずかに6.2%にとどまっています。

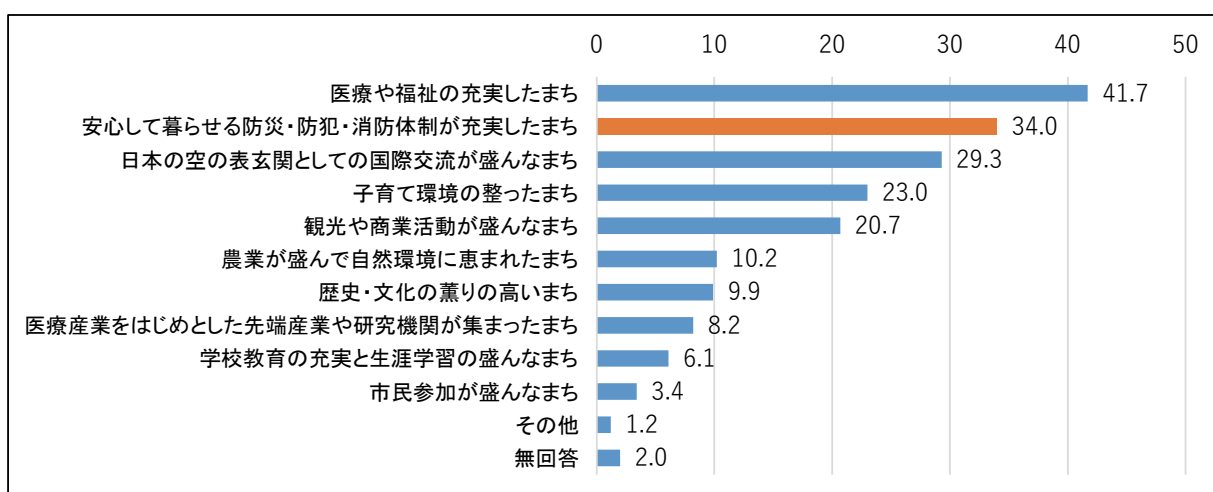
市民の関心度を高める方策を検討していくとともに、参加しやすい環境の整備が必要と考えられます。



【問 今後、成田市がどのようなまちになってほしいと思いますか。】

(あてはまるもの2つ以内を選択)

今後のまちへの希望については、「医療や福祉の充実したまち」が41.7%と最も多く、次いで「安心して暮らせる防災・防犯・消防体制が充実したまち」が34.0%となっており、期待度の高さが表れた結果となっています。



第4章 計画の基本方向

1. 計画の基本目標

「市、市民等及び事業者がそれぞれの役割において、
連携・協働し、安心して暮らせる地域社会を実現する」

本計画は犯罪機会論*5に基づき、**抵抗性** **領域性** **監視性** の3要素を強化し、【犯罪を行おうとする者】に【**犯罪の機会（場所）**】を与えないことで犯罪を未然に防止します。

*5 犯罪機会論とは、犯罪が発生する原因に着目するのではなく、犯罪が発生する機会や場所に注目し、その機会や場所をなくすことで犯罪の発生を防ぐという考え方である。

犯罪抑止の 3要素

抵抗性

犯罪者から加わる力を押し返す性質

領域性

犯罪者の力が及ばない範囲をはっきりさせる性質

監視性

犯罪者の行動を把握し、犯罪を実行させない性質

| ハード面（物理的な要素） | ソフト面（心理的な要素） |
|---|--|
| <p>恒常性 一定していて変化しない状態</p> <p>例：鍵かけ，防犯ブザーなど</p> | <p>管理意識 望ましい状態を維持しようという意志</p> <p>例：防犯意識，情報収集など</p> |
| <p>区画性 境界を設けて他から区別されている状態</p> <p>例：ガードレール，公園のフェンス，学校等の門扉など</p> | <p>縄張り意識の向上 犯罪者の侵入を許さないという意志</p> <p>例：パトロール，駅前番所，防犯看板など</p> |
| <p>視認性 周囲からの視線が犯罪者に届く状態</p> <p>例：防犯カメラ，防犯灯，植栽管理など</p> | <p>当事者意識 主体的にかかわろうという意志</p> <p>例：あいさつ運動など</p> |

防犯まちづくり

市民等
及び
事業者

連携

市

警察署

防犯まちづくり推進計画

犯罪抑止の3要素

犯罪機会論に基づき各施策を展開し、犯罪抑止の3要素を強化することで、【犯罪を行おうとする者】から狙われる犯罪の機会（場所）をなくす。

~~犯罪の機会（場所）~~

2. 地域を構成する者のそれぞれの役割

安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、警察署や市はもちろん、市民等及び事業者、その他関係者がそれぞれの立場でできることを行うことが基本であり、地域の構成員としてそれぞれの役割のもと、取り組みを行うことが必要です。

(1) 市の役割

計画に基づき関係機関や関係団体等と連携し、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、地域特性や社会情勢・犯罪情勢等を分析するとともに、防犯まちづくり推進協議会の意見等を踏まえ、必要により計画の見直しを図り、より効果的・効率的な施策を実施します。

取 り 組 み

- 市民等の防犯意識の高揚
- 自主防犯活動団体等への積極的な活動支援
- 子どもや高齢者等への安全対策
- 防犯に配慮した生活環境の整備
- 犯罪抑止対策の実施
- 警察の防犯対策への協力

(市の役割)

【成田市防犯まちづくり推進条例抜粋】

第4条 市は、防犯まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市域を管轄する警察署（以下「警察署」という。）その他の関係行政機関及び防犯関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等及び事業者が行う防犯まちづくりを尊重するとともに、必要な支援を行うものとする。

(2) 市民等の役割

市民等一人ひとりが防犯に対する意識を高く持ち、日常生活でできることから防犯対策を進め、犯罪の発生しにくい環境をつくっていくとともに、市や警察署、事業者等との協力のもと、まずは「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防犯意識を高め、地域における自主防犯活動が活発化するよう努めます。

取 り 組 み

- 防犯意識の向上及び犯罪情報の収集
- 個々における防犯対策の実施
- 地域での自主防犯活動への積極的な参加
- 地域のモラル・マナー向上への取り組み
- 市や警察等の防犯対策への協力

【成田市防犯まちづくり推進条例抜粋】

(市民等の役割)

第5条 市民等は、防犯まちづくりについての理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の役割

防犯まちづくりに対する理解を深め、自らの事業活動に伴う防犯対策に取り組むとともに、地域の一員であるという認識を持ち、防犯意識を高揚させ、市や警察が行う施策及び市民等の活動に対して積極的に協力するよう努めます。

取 り 組 み

- 防犯意識の向上及び犯罪情報の収集
- 事業所における防犯対策の実施
 - ・盗難や車上ねらいを防止するため、巡回警備を強化する
 - ・施設や駐車場等において、照明設備や防犯カメラの設置を推進する
 - ・新築時、増改築時または開発時には、防犯性を考慮した施設等とする
- 地域での自主防犯活動への積極的な参加
- 市や警察等の防犯対策への協力

【成田市防犯まちづくり推進条例抜粋】

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 警察の役割

市民が不安を抱く犯罪の発生や予想される犯罪を予防するために、警戒活動を行うとともに、市、市民等及び事業者と緊密な連携を図り、犯罪の起こりにくい社会づくりを推進します。

取 り 組 み

- 犯罪の警戒と取り締まり
- 市の防犯対策への協力
- 地域での自主防犯活動への支援
- 犯罪情報等の提供

取 組 実 績

- 青色回転灯装着車による市内全域パトロール
 - ・ 防犯指導員と地域防犯推進員による 1 日 2 回の市内パトロール
 - ・ 業務委託による通学路防犯広報啓発パトロール
 - ・ 移動えきばん車による 365 日パトロール
 - ・ 自主防犯活動団体への青色回転灯装着車の貸し出し
 - ・ 市職員による防犯パトロール
- 365 日駅前番所（えきばん）の開設
- 防犯・安全情報（電話 de 詐欺，行方不明，不審者情報）
- 防犯灯の設置費用及び維持管理費用の一部補助
- 犯罪抑止対策重点地区を中心とした防犯カメラの設置及び管理
- 地域で活動する自主防犯活動団体などへの支援・表彰
- 市内駅前及び市街地での各種犯罪防止キャンペーン
（自転車盗難抑止，電話 de 詐欺被害防止，わいせつ事案抑止 等）
- 防犯まちづくり講演会
- 警察署の防犯対策への協力
（高校生の作成した「電話 de 詐欺」「ツーロック」ポスター掲示等）



- 市民等による防犯活動
 - ・ 地域の見守り活動，あいさつ運動，校外指導パトロール
 - ・ 祭礼・各種イベントでの見守り，安全指導
 - ・ 高齢者世帯への声掛け
 - ・ 危険個所・防犯灯点灯・剪定樹木等の確認
 - ・ 防犯看板の設置

3. 成果指標の設定

安全・安心に暮らせるまちの実現のため、計画全体の長期的な目標として、各施策が有効に機能し、趣旨及び目標に沿って推進されているかを把握するため、成果指標及び目標値を設定します。

成果指標① <安全を示す>

犯罪の発生率を表す「人口1万人当たりの犯罪発生件数」を「安全」を示す成果指標として設定します。

第1次、第2次計画では平成8年当時の治安水準に回復することを目標として定めましたが、達成できなかったことから、第3次計画（平成28年度から令和元年度）でも引き続き平成8年当時の治安水準への回復を目標とし、135.0件と決めました。

平成27年に目標値を達成したことから、第4次計画では新たに目標値を設定し、引き続き、乗り物盗や空き巣など依然として刑法犯認知件数で一番大きな割合を占める窃盗犯罪の減少に努めます。

| 成果指標① | 平成26年 | 令和元年 目標値 | 現状 (平成30年) | 令和5年 目標値 |
|---------------------|-------|-------------|---------------|-------------|
| 人口1万人当たりの 犯罪発生件数 | 141.4 | 135.0 | 93.7 | 80.0 |

成果指標② <安心を示す>

市民が市の施策に対して、どのように感じているのかを把握するために行う市民意識調査で施策の満足度を5点満点で評価したもののうち、「防犯体制の強化」に対する満足度を「安心」を示す成果指標として設定しており、目標値を達成したことから、更なる向上を目指します。

| 成果指標② | 平成26年 | 令和元年 目標値 | 現状 (令和元年) | 令和5年 目標値 |
|---------------------|-------|-------------|--------------|-------------|
| 市民意識調査「防犯体制の強化」の満足度 | 3.09 | 3.20 | 3.36 | 3.60 |

注:平成26年の満足度と比較するため、加重平均値を5点満点の評価へ換算しています。

4. 施策の体系



第5章 施策の展開

基本方針1. 自主防犯意識の醸成（抵抗性の強化）

市民一人ひとりが自らの安全は自らが守るという意識を高めてもらうことで、犯罪者の標的になりにくくするための取り組みです。

本市における刑法犯認知件数のうち、一番大きな割合を占める窃盗犯は、市民一人ひとりの防犯意識を向上させることで未然に防止できるケースが多いと考えられます。犯罪の被害に遭わないためには、犯罪の発生状況や犯罪への対策情報などを知り、対処できるようにしておくことが有効です。

防犯知識の普及・啓発や犯罪発生の情報提供を行うことで、市民一人ひとりの自主防犯意識を醸成し犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

個別施策1-(1) 犯罪・不審者情報及び防犯情報の提供

実施施策

○ 「なりたメール」による犯罪情報・不審者情報の提供

警察署や関係機関等との情報共有を図り、パソコンや携帯電話で情報を迅速に伝達することができるメール配信サービス「なりたメール」を活用して、犯罪や不審者の発生情報などを提供します。

| 指標名 | 実績値 (平成30年度) | 目標値 (令和5年度) |
|---------------------|-----------------|----------------|
| なりたメール（防犯・安全情報）登録者数 | 11,088名 | 13,000名 |

【なりたメール配信サービス】

[なりたメール QRコード]

配信される内容

- ・ 防災行政無線情報…放送内容のお知らせ
- ・ 防災情報…各種警報，竜巻注意情報，震度3以上の地震
- ・ 防犯・安全情報…振り込め詐欺，行方不明，不審者，犯罪発生状況
- ・ 大気に関する情報…光化学スモッグ，PM2.5等
- ・ 消防情報…火災発生案内等



○ 各種広報媒体による防犯情報の提供

市の広報紙やホームページ，市民課の広告モニターや成田富里タウンビジョン等で，防犯に関する情報を掲載することにより，防犯対策の必要性を意識啓発し，防犯に関する知識を普及します。

○ 防犯まちづくり指導員，駅前番所員による防犯情報の提供

防犯事務所や駅前番所を訪れる市民等に対し，また，巡回中での声かけ等により，防犯に関する情報提供を行います。

個別施策 1-(2) 防犯教育の推進

実施施策

○ 防犯まちづくり講演会の開催

市民等一人ひとりに防犯まちづくりの必要性を認識していただくため、専門の講師を招いて講演会を開催し、防犯意識の向上を図ります。

| 指標名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|-----------------|-------------------|------------------|
| 防犯まちづくり講演会の開催回数 | 年 1 回 | 年 1 回 |
| 防犯まちづくり講演会の参加者数 | 134 名 | 150 名 |

○防犯講話の実施

高齢者が集まる行事に際して、警察署や社会福祉協議会と連携し、「防犯意識の向上」等をテーマにした防犯講話の実施や、啓発物資の配布を行い、高齢者の防犯意識の普及啓発を図ります。

| 指標名 | 目標値 (令和 5 年度) |
|-----------|------------------|
| 防犯講話の実施回数 | 年 3 回 |

○ 防犯に関する出前講座の実施

自治会や PTA など 10 人以上の団体やグループからの要請に応じて、警察官や市職員、まちづくり指導員（警察官経験者）を派遣し犯罪情勢や防犯に関する講座を行い、当該地区における犯罪の特性や最新の情報及び対処方法など学ぶ機会の充実を図ります。また、各団体の防犯パトロール活動に同行し、市の防犯活動との連携を深めることで、パトロールの活性化を支援します。

○世代に応じた防犯教室の開催支援

保育園や幼稚園、小中学校、児童ホーム、高齢者クラブなど、各世代に応じた内容により、犯罪の被害者にならないための知識と危険に遭遇した場合の対処方法等を習得するための教室開催を支援します。

個別施策 1-(3) 普及・啓発活動の実施

実施施策

○ 街頭キャンペーンによる防犯知識の普及

市、警察署、関係機関等の連携による街頭防犯キャンペーン等を実施し、市民等が防犯を身近に感じ関心を持てるよう、防犯対策に関する情報を普及します。

○ 防犯看板等の掲示による防犯意識の啓発

防犯用の看板やのぼり旗を作成・整備するとともに、区・自治会等や自主防犯活動団体や事業所等へ配布し、地域の実情・要望に合わせた意識啓発を行います。

○ 青色回転灯パトロール車による啓発活動

地域防犯推進員活動及び通学路防犯広報啓発活動、移動えきばん車による活動では、青色回転灯パトロール車による巡回及び見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための広報活動を実施します。

個別施策 1-(4) 住宅の防犯対策の強化

実施施策

○ 一戸一灯運動*6の実施

個々で可能な自らの手で自ら（家族）を守る防犯対策として、夜間、各家庭や事業所等で門灯や玄関灯を点灯して屋外を明るくし、街頭犯罪や侵入盗などによる犯罪を予防する「一戸一灯運動」を引き続き、市民等へ周知を図り、協力を要請します。

○ 防犯診断の実施

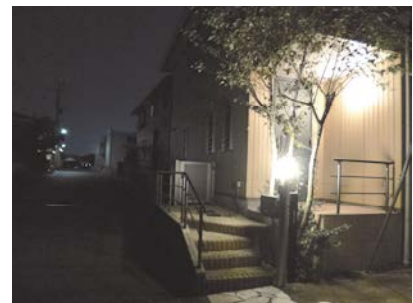
ひったくりや空き巣などの侵入盗、車上ねらいや自動車盗などの窃盗犯が多発している地域を中心に、警察官や防犯まちづくり指導員（警察官経験者）が巡回し、被害に遭いにくい住宅環境の整備や防犯設備等について、情報提供及び助言と指導を実施します。

○ 防犯に配慮した住宅環境

ブロック塀などの死角が生じる環境を改善し、生け垣やフェンス等の整備及び窓サッシ等への補助錠などの設置を推奨し、普及啓発を行います。

*6 一戸一灯運動

夜間の犯罪防止のため、各戸の玄関灯や門灯を点灯することで、地域全体を明るくし、住民の防犯意識の高さを示すことにより、犯罪の発生しにくい環境をつくる運動。



個別施策 1-(5) 被害者等への支援・配慮

実施施策

○犯罪被害者等の支援

成田市犯罪被害者等支援条例及び同施行規則に基づき、犯罪行為により傷害を受けた方または不慮の死を遂げた方の遺族に対し、支援金の支給その他の支援^{*7}を行うことにより、その生活の安定と精神的被害の軽減を図ることを目的に犯罪被害者等支援金を支給します。

*7 その他の支援とは…被害者を支援する機関や民間団体等に関する情報提供、被害状況に応じた相談機関の紹介、本制度を周知させるための広報啓発活動、犯罪被害を未然に防止するための活動

【支援内容】

・支援金の支給

| | |
|------------------------|-----------|
| 傷害支援金：全治 2 週間以上 1 ヶ月未満 | 30,000 円 |
| 全治 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満 | 50,000 円 |
| 全治 3 ヶ月以上 | 100,000 円 |

遺族支援金：300,000 円

・犯罪被害者等を支援する機関・民間団体等に関する情報の提供、相談機関の紹介等

支援金支給状況

| 実施年度 | 被害者性別 | 内容 | 支給金額 |
|----------|-------|-------|-----------|
| 平成 22 年度 | 男性 | 遺族支援金 | 300,000 円 |
| 平成 23 年度 | 男性 | 傷害支援金 | 100,000 円 |
| 平成 25 年度 | 男性 | 傷害支援金 | 100,000 円 |
| 平成 30 年度 | 男性 | 傷害支援金 | 100,000 円 |

○犯罪被害者支援関係団体との連携

・千葉犯罪被害者支援センター

犯罪の被害に遭った本人や家族、遺族らが、精神的なショックを受けて立ち直りに時間がかかるなど、刑事・司法機関の取組みだけでは対応しきれない被害者の問題について、地域社会の立場から支援します。当センターは、会員等の会費や補助金により運営されており、市も賛助会員として入会しています。

○支援事業の周知

市の広報紙やホームページに掲載し周知しているほか、警察や関連機関等に本事業を紹介し、被害に遭われた方や相談に来られた方々に本市の事業を案内していただくよう依頼します。

また、「犯罪被害者週間」（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）に合わせた周知に努めます。

基本方針 2. 自主的な防犯活動の推進（領域性の強化）

犯罪のない安全で安心な地域づくりには、犯罪者の力が及ばない範囲を明確に区切り、犯罪者を寄せ付けない環境の整備を行うことが重要です。

本市では、市民等自らが行う自主防犯パトロールの支援を図り、犯罪を寄せ付けない地域作りを推進するとともに、自分の地域は自分で守るという意識の強化を図ります。

個別施策 2-(1) 自主防犯活動を担うリーダーの育成

実施施策

○ 地域防犯推進員活動

市民・学校関係者・PTA・防犯指導員、自主防犯活動団体代表者を地域防犯推進員へ委嘱し、防犯まちづくり指導員の指導のもと市の防犯パトロールに参加・協力することで、防犯に関する知識と経験を養い、地域における防犯のリーダーとして活躍する人材を育成します。また、集合場所である防犯事務所に、警察からの情報を基に犯罪発生マップを作成し、ホットスポット（犯罪が起こりやすい場所）を視覚情報化することで、意識付けと情報共有を図り、効果的・効率的なパトロールに努めていきます。

| 指標名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|----------|-------------------|------------------|
| 活動回数 | 500 回 | 500 回 |
| 地域防犯推進員数 | 174 名 | 200 名 |

【地域防犯推進員】

活動時間 ①10:00～ ②14:30～ ③18:00～（各 2 時間程度）

活動日 月～金曜日（休日・祝日を除く）

構成 ・一般公募者 ・教職員 ・PTA
・防犯指導員 ・自主防犯活動団体



○ 防犯指導員の活用

各区・自治会等からの推薦により委嘱されている防犯指導員について、役割を再認識していただくとともに、地域の防犯活動のリーダーとして育成を図り、自主防犯活動団体と連携し効果的な自主防犯パトロールの実施を促進します。

また、青色回転灯パトロール車の走行に犯罪抑止効果があることから、各支部に 1 台以上の青色回転灯装着車を導入し、地域に密着したパトロールを実施します。

個別施策 2-(2) 自主防犯活動団体との連携活動

実施施策

- 合同防犯現地診断の実施
地域の実情に合った防犯活動・防犯対策が行えるよう、警察署や自主防犯活動団体と合同で行う防犯診断を実施します。
- 駐輪場利用者への啓発活動
自転車の利用者に対し盗難被害に遭わないよう、また、市営駐輪場の利用を促し、放置自転車を減少させるよう、警察署や自主防犯活動団体と連携し、啓発活動を実施します。

個別施策 2-(3) 事業者等への犯罪抑止対策の働きかけ

実施施策

- 事業者との防犯に関する覚書締結による協力体制の強化
業務用車両に「防犯パトロール協力車」マグネットを張り付け防犯啓発を行うとともに、業務中に犯罪行為等を発見した場合、警察署や消防署へ通報していただくなどの「防犯への協力に関する覚書」について事業者との締結を進め、事業者による防犯パトロール等、各種防犯活動の促進を図ります。なお、成田郵便局においては、平成 29 年 3 月 23 日付けで覚書を廃止し、新たに「成田市と成田市内郵便局との包括連携に関する協定書」を交わしました。

| 指標名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|--------------|----------------------|------------------|
| 覚書締結事業者数 | 22 事業者 ^{*8} | 30 事業者 |
| 協力車両台数（バイク含） | 1,098 台 | 2,000 台 |

*8 覚書に調印いただいた事業者（順不同）

- ・ヤマト運輸株式会社成田支店 花崎支店 ・東京電力ホールディングス株式会社成田支社
- ・千葉県ヤクルト販売株式会社東部支社 ・日本通運株式会社千葉東支店
- ・成田市農業協同組合 ・成田市個人下水道管理協会 ・有限会社久住興業
- ・株式会社キセキ関東成田営業所 ・湯浅新聞店 ・フルヤ牛乳久住販売店
- ・かもめガス株式会社千葉支社 ・株式会社緑環境 ・成田駅構内タクシー運営委員会
- ・株式会社東電通千葉営業支店 ・一般社団法人千葉県エルピーガス協会印旛支部成田地区会
- ・読売新聞成田サービスセンター ・公益社団法人成田市シルバー人材センター
- ・農業生産法人株式会社カ・エール ・成田空港警備株式会社 ・有限会社萩
- ・友邦商事有限会社 ・新町デイサービスセンター玲光苑

○ 「防犯かけこみ 110 番の店」の協力店の増加

市民等が犯罪の被害に遭った場合、または遭いそうになり事業所へ駆け込んできた場合に、一時保護及び警察への通報を行っていただく、「防犯かけこみ 110 番の店」の増加とともに周知を図ります。

| 指 標 名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|---------|-------------------|------------------|
| 設置協力店舗数 | 116 店舗 | 200 店舗 |

○ 事業所（者）における防犯対策の強化

事業所における盗難や車上ねらいを防止するため、巡回警備の強化や照明設備の充実、防犯カメラの設置などの防犯対策を積極的に行うよう指導・助言します。

また、事業者が行う集客施設や住宅地の整備において防犯上の配慮がなされるよう、開発行為時において、事業者に対し適宜要請します。

個別施策 2-(4) 自主防犯活動団体に対する支援

実施施策

○ 自主防犯パトロール活動への物品支援

パトロールベストや青色合図灯など、防犯パトロールに必要な物品をはじめ、犯罪抑止効果の高い青色回転灯装着車の導入を促進するため着脱式青色回転灯を貸し出すことで、自主防犯活動団体の設立を促し、活動の活性化及び継続を支援します。また、ウォーキングやランニング等を兼ねてパトロールを行う市民に腕章等の貸与を行い、活動を支援します。

| 指 標 名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|-------------|-------------------|------------------|
| 自主防犯活動貸出団体数 | 70 団体 | 75 団体 |

【貸出物品】

- 防犯パトロールベスト
- 青色合図灯
- 防犯パトロール帽子
- 防犯腕章
- 車用蛍光マグネット
- 車用青色回転灯
- ドライブレコーダー



○ 防犯パトロールへの同行

出前講座の活用により、防犯まちづくり指導員が防犯パトロールへ同行し、自主防犯活動を支援します。

○ 自主防犯活動の活性化

市が所有する青色回転灯パトロール車の貸し出しを行うことに加えて、青色回転灯装着車による活動を取り入れ、自主防犯活動の変革及び活性化を図ります。

個別施策 2-(5) 学校安全ボランティア等への活動支援

実施施策

○ 学校安全ボランティアの組織化推進と活動への支援

学校教職員、保護者、地域住民が連携してパトロールや子どもの見守りを行う、学校安全ボランティアの組織化を推進し、必要な物品を貸し出すことで活動を支援します。

また、通学路などについて、領域性や監視性という観点から、危険個所を判断する能力の向上に効果がある地域安全マップの作成について、情報提供などの支援を図ります。

○ 児童・生徒による防犯活動の推進

少年自ら被害者にも加害者にもならないように、児童・生徒が自ら防犯活動や非行防止活動などの啓発活動を行う、ジュニアセーフティリーダー（J S L）や千葉県ヤング防犯ボランティアとの活動の連携や情報共有を図ります。

個別施策 2-(6) 防犯まちづくり推進功労者等の表彰

実施施策

○ 防犯功労表彰による活動意欲促進

防犯まちづくり推進協議会において、防犯まちづくりに関し顕著な功績があった個人又は団体を表彰することにより、功績をたたえとともに、活動意欲を向上させ、自主防犯活動の活性化を図ります。

【表彰基準】

- (個人) 自主防犯活動団体に属し、または地域防犯推進員に委嘱され、継続して5年以上の活動をし、通算100回以上の活動実績がある者（退職した者を含む）。ただし、個人表彰において、過去に当協議会の表彰を受けた者及び学校教職員は除くものとする。
- (団体) 自主防犯活動団体の結成後、継続して8年以上の活動をし、通算400回以上の活動実績がある団体。ただし、過去に当協議会の表彰を受けた団体については、最後の表彰から起算して同様の実績とする。

注：被候補者が基準となる日現在における団体の在籍要件を必要としない旨を明確にするため、「(退職した者を含む)」という文言を追加

基本方針 3. 犯罪抑止対策の実施（領域性の強化）

本市では、青色回転灯パトロール車を活用した巡回等を実施し、犯罪の抑止を図るとともに高い防犯意識を示すことで、犯罪者の入りづらい地域となるよう努めます。また、子ども、高齢者、女性等を狙った犯罪についても、地域での犯罪防止を図ります。

個別施策 3-(1) 青色回転灯パトロール車による巡回の実施

実施施策

- 防犯まちづくり指導員等によるパトロールの実施
警察官経験者である防犯まちづくり指導員が地域防犯推進員とともに、青色回転灯パトロール車または徒歩により、犯罪抑止重点地区を中心にパトロール活動を実施します。
- 市職員による防犯パトロールの推進
公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で外出する際に職員によるパトロールを実施します。また、青色防犯パトロール講習を職員に対しても行い、公用車に着脱式青色回転灯を装備し職員が業務の一環として防犯パトロールできる取り組みを推進します。
- 災害時の防犯対策
震災、大規模水害時における不在家屋や店舗等を狙った空き巣や窃盗被害、災害後の混乱に乗じた悪質商法や放火等を防ぐため、警察及び自主防災組織や避難所運営委員会等の関係団体と連携した防犯パトロールを行い、地域の防犯力を強化します。

個別施策 3-(2) 成田市駅前番所・成田市移動駅前番所の運用

実施施策

- 成田市駅前番所（えきばん）の運用
JR成田駅西口における市民及び駅利用者等の安全を確保するため開設した「成田市駅前番所」において、引き続き駅前番所員による立番を実施するとともに、巡回についてはJR成田駅西口に限らず東口や京成成田駅周辺へも活動範囲を広げ、警察と連携を図りながら、警戒を強化し、犯罪の未然防止と、事件・事故発生時の被害拡大の防止に努めます。
- 成田市移動駅前番所（移動えきばん）の運用
えきばんの防犯効果を市内全域に拡大するため、犯罪抑止重点地区と市内各駅、地区主要公園を主体に、移動えきばん車を駐留させて警戒にあたりるとともに、犯罪・不審者情報発生箇所等市内の巡回を行います。



《えきばん・移動えきばん》

個別施策 3-(3) 高齢者等を標的とした犯罪への対策（電話 de 詐欺・悪質商法対策）

実施施策

○ 電話 de 詐欺対策に関する啓発及び支援

高齢者等が振り込め詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう、啓発キャンペーンや広報紙、なりたメール等を利用した注意喚起を行います。

詐欺被害予防には、詐欺犯と直接話さないことが有効であるため、在宅中も常時留守番電話設定にすることを推奨していきます。

また、電話 de 詐欺被害防止の自主的な対策についての支援や、前兆的な電話が特定の地域に増加した際に、青色回転灯パトロール車で発生地域の重点的なパトロールを行うなど、警察や関係機関と連携した啓発活動を行います。

○ 警察や民生委員等との連携による啓発活動

区・自治会等や自主防犯活動団体、事業者等に働きかけ、各種会合や配食サービス等の訪問の機会を活用した啓発活動を推進します。

また、身近な地域の警察や民生委員等により、地域の実情に即した防犯に関する啓発活動等が実施されるよう要請します。

○ 消費生活センターの利用促進

消費生活に関するトラブルや悪質商法による被害などの相談を受ける「消費生活センター」の利用を促進し、被害抑止に努めます。

個別施策 3-(4) 子どもや女性を犯罪から守るための取り組み

実施施策

○ 通学路防犯広報啓発活動の実施

市内小中学校の学区を6つのブロックに分け、青色回転灯パトロール車6台による下校時の安全確保と、防犯広報啓発活動を実施します。

また、学校や教育委員会等と情報共有に努めるなど連携を強化し、実施内容等の見直しを行いながら、活動の強化を図ります。

【通学路防犯広報啓発活動】

青色回転灯パトロール車 6台
パトロール隊員 30名
(市シルバー人材センター委託)
活動時間 4月～9月 13:30～19:30
10月～3月 12:30～18:30



○ 子どもが加害者にならないための取り組み

全国的に犯罪の低年齢化・凶悪化が進行しているなか、子どもが加害者となる犯罪を抑止することは今後の犯罪発生件数を減少させることとなり、安心して暮らせるまちづくりに重要です。

子どもの非行などの問題で悩んでいる方やいじめ等の被害に遭い悩んでいる子どもたちのため、千葉県少年センターや警察等との連携を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

○ ちかん撲滅キャンペーン

警察主導のもと、ちかん対策強化期間に合わせ、高校生等も参加し、千葉県警生活安全部抑止隊レディ「あおぼーし」による護身術訓練や、痴漢や盗撮の注意喚起をします。



○ わいせつ事案防止街頭キャンペーン

性犯罪等を未然に防止するため、その前兆とみられる「声掛け」「つきまとい」等の事案に対し、警察等と連携して、予防的活動を行います。

個別施策 3-(5) 暴力団排除への取り組み

実施施策

○ 広報・啓発活動の実施

社会全体から暴力団を排除するため、平成 24 年に「成田市暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除を推進しています。

暴力団が市民生活等に不当な影響を生じさせる存在であるという認識のもと、「暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない」ことについて、警察等と連携し、市民等や事業者への周知・啓発に努めます。

○ 公共施設及び公共事業からの暴力団排除

暴力団による公共施設の利用について排除し、さらには公共事業や補助金の交付など市の事務事業等により暴力団が利益を得るなど不当な影響がないよう、入札資格を制限するなど各種規定に暴力団排除条項を整備します。

【成田市暴力団排除条例抜粋】

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者その他関係機関及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の事務等からの暴力団の排除)

第 9 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下この条において「市の事務等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者(第 3 項において「暴力団密接関係者」という。)を市の事務等から排除するため、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項に規定する措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長(第 13 条第 2 項において「警察本部長」という。)に意見を聴くことができる。

3 市は、市の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該市の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該市の事務等の契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

基本方針 4. 防犯に配慮した生活環境整備（監視性の強化）

防犯まちづくりを推進するためには、犯罪が起こりやすい場所をなくしていくことが重要となります。

本市では、防犯カメラの設置や防犯灯の LED 化等により監視の目を確保するとともに、公共施設の防犯設備を整備し、見通しの悪いところをなくすよう図っていきます。

個別施策 4-(1) 犯罪抑止重点地区の指定

実施施策

○ 犯罪抑止重点地区の指定

警察と協議の上、街頭犯罪が多発している地区やその恐れがある地区を検証し、「犯罪抑止重点地区」として指定し、重点的に犯罪抑止対策を実施します。

個別施策 4-(2) 防犯カメラ等の設置管理

実施施策

○ 街頭防犯カメラの設置管理

犯罪発生を抑止を目的として、現在 90 台の街頭防犯カメラが犯罪抑止重点地区や不審者情報発生箇所等に設置されています。既存の街頭防犯カメラの老朽化が進んでいることから、それらの更新も考慮して適正な設置管理に努める必要があります。今後は、新規箇所への設置及び老朽化したものの更新を含め、年間 5 台の街頭防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止効果を高めます。また、犯罪発生時には、警察等からの照会により画像の提供及び捜査へ協力をを行い、被害拡大の防止にも努めます。

○ 区・自治会等による防犯カメラ設置の支援

防犯カメラの設置を希望する区・自治会等からの防犯カメラに関する相談に対し、設置及び適正な管理についての情報提供及び助言を行うとともに、設置費に対する補助金を交付し支援を行います。

また、「成田市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図ります。

○ ドライブレコーダーを活用した防犯対策

ドライブレコーダーを搭載した青色回転灯パトロール車を動く防犯カメラとして活用し、広く地域住民に周知することで犯罪抑止力の強化を図ります。また、市内を走るドライブレコーダー搭載車が増加することにより、犯罪の抑止効果が期待できることから、ドライブレコーダーの搭載についてHP等により広報啓発を図ります。

○ 多言語化

本市では外国人観光客にも、良好な治安を実感できるような対応が必要です。

また、個人情報及びプライバシー配慮の観点や防犯カメラの設置を周知することで、犯罪の抑止効果も期待できることから、防犯カメラの路面シート等で、多言語表記のシートを採用します。

個別施策 4-(3) 防犯灯の設置と適切な維持管理

実施施策

○ 防犯灯の設置促進

生活道路を中心に防犯灯の設置を進める区・自治会等に対し、その経費の一部を補助することにより、夜間の安全確保に努めます。

| 指標名 | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (令和 5 年度) |
|-------------|-------------------|------------------|
| 防犯灯数（市管理含む） | 13,942 灯 | 14,200 灯 |

○ 防犯灯の適正な維持管理

防犯灯を維持管理する区・自治会等に対し、その経費の一部を補助すること、また、地域で実施される防犯パトロール等においても、防犯灯の不具合などの確認を依頼し、防犯灯の適正管理に努めます。

○ 防犯灯の計画的な交換促進

水俣条約により水銀灯が廃止となることや経年劣化のすすんだ防犯灯が多くあることから、計画的に交換設置を進めます。交換にあたっては環境に配慮した省エネルギー及び高耐久性の LED 灯への交換を促進するとともに、一括 LED 化や適切な管理方法について検証し計画的に進めていきます。

個別施策 4-(4) 適切な住環境の整備

実施施策

○ 空き家等の適切な管理の促進

長期間放置され管理が不十分な空き家等は、雑草が繁茂し死角ができたり、防犯に対する意識が低くみられたり、不審者の侵入や放火等の危険性はもとより、犯罪を誘発することが懸念されます。

平成 30 年 3 月より施行された「成田市空家等対策計画」に基づき、適切に管理されていない空き家等について、所有者や管理者に対し情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとします。

○ 空き地の適正管理の指導

空き地を放置し雑草等が繁茂することにより、火災や犯罪の発生が懸念されることから、良好な生活環境を保持することで、地域の防犯意識の高さを示すとともに犯罪者が近づきにくい環境を作ります。

「成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例」に基づき、空き地の所有者及び管理者へ適正な管理等を指導します。

○ 違反広告物の撤去

はり紙・立て看板等の違反広告物の撤去を行い、良好な景観の形成と風致の維持を実行することで、安全な環境づくりと青少年の健全な育成に努めます。また、関係機関と連携し、定期的な見回りを行います。

○ 落書き行為の防止

公園やトンネル、民家の塀等にかかれた落書きは犯罪行為にあたる場合もあり、割れ窓理論^{*9}では、落書きなどの軽い違反や乱れの放置は犯罪を誘発するとされています。管理者により速やかな消去が実施されるよう警察との連携を図るとともに、防犯パトロールでの監視を行います。

*9 割れ窓理論とは

割れた窓を放置しておくなど軽い違反や乱れを放置しておくこと、住民のモラルが低下し、犯罪の発生や環境の悪化などに繋がるという理論。

個別施策 4-(5) 公共施設等の防犯性の向上

実施施策

○ 公園の整備及び管理における防犯上の配慮

防犯上では「誰でも入りやすく、外から見えづらい場所」は犯罪の起こりやすい場所と考えられるので、公園の整備にあたっては、樹種や樹木の配置の工夫により外部からの視線が遮られることがないよう見通しを確保し、死角とならないよう樹木等の剪定を定期的に行うとともに、危険を回避できる明るさ確保のための照明等の整備・維持管理に努めます。

○ 市営駐輪場の盗難防止対策の強化

すでに機械管理及び管理人配置による盗難対策が施されている J R 成田駅西口駐輪場に加え、その他の市営駐輪場についても、盗難防止設備を整備するとともに、管理人の巡回等により、盗難防止対策の強化を図ります。

○ 駐車場の防犯設備の推進

警察等と連携し、民間駐車場、集合住宅の駐車場などへ防犯設備の導入について、指導・助言を行います。

個別施策 4-(6) 学校・保育園等における安全対策

実施施策

○ 不審者からの安全確保対策

学校や保育園，その他子育て関連施設などにおいて，不審者の侵入による子どもへの犯罪被害の未然防止及び安全確保のため，防犯用具の配備や各小・中学校で年1回の不審者対策訓練を実施するなど，安全教育に努めます。

○ 防犯に配慮した施設管理の推進

学校・保育園等の防犯性を確保するため，門扉の施錠や，敷地内・建物内及び外部からの見通しを確保し，死角となる場所をなくすなど，防犯に配慮し，安心して教育・保育が受けられる施設整備に努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を目指す本計画を円滑、かつ総合的に実施するため、市民等、事業所、警察署及び関係機関等と連携、協働しながら防犯活動に取り組んでまいります。

そのため、主に次のような推進体制により本計画の着実な推進を図ります。

(1) 推進協議会の設置

計画を策定するにあたっては、公募委員、防犯関係団体の代表者、関係行政機関の代表等からなる「成田市防犯まちづくり推進協議会」を設置します。

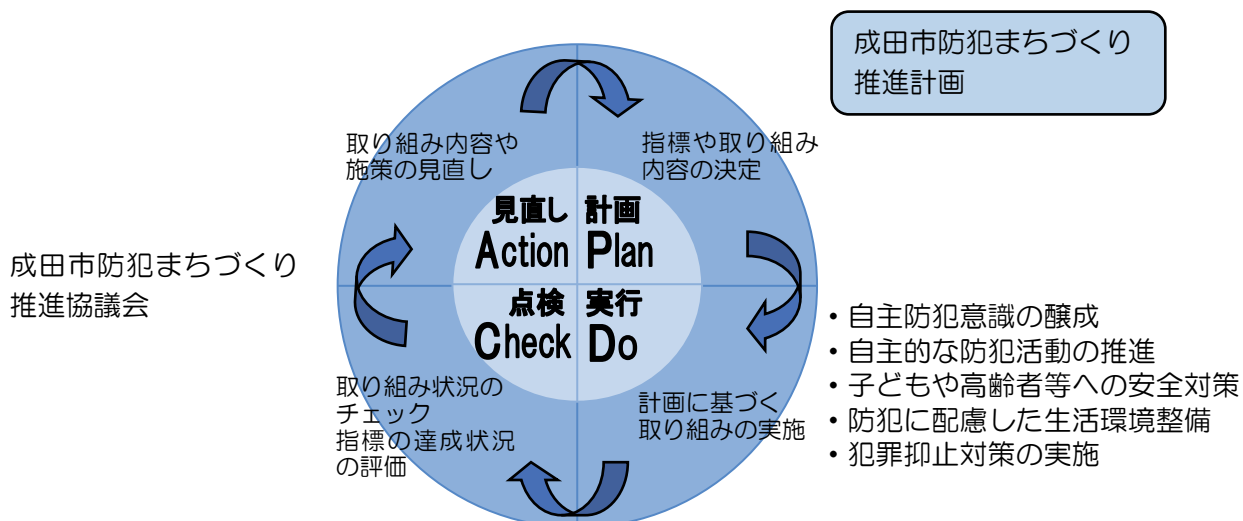
計画を策定後は、推進協議会では計画の進捗状況についての検証を行うとともに、それぞれの立場で連携・協働すべき取組等について意見交換を行い、総合的な計画の推進に努めます。

(2) 市内の連携強化

安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現は全庁的な協力及び連携のもとで取り組む必要があることから、情報を共有し、連携を強化することにより、施策の推進に努めます。

2. 計画の進行管理

計画については、進捗状況を把握し、適切な進行管理に努めます。また、犯罪の発生状況や市民意識の変化等を把握するとともに、推進協議会及びその他関係団体等、市内関係各課の意見等をふまえながら、より効果的な事業の展開に努めてまいります。



資料編

資料 1. 成田市防犯まちづくり推進計画策定経過

平成 31 年

4 月 成田市防犯まちづくり推進計画策定委員会設置

令和元年

5 月 成田市インターネット市政モニターアンケート調査の実施

7 月 9 日 第 1 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催
・ 第 4 次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について

9 月 30 日 第 1 回成田市防犯まちづくり推進計画策定幹事会

10 月 7 日 第 1 回成田市防犯まちづくり推進計画策定委員会

10 月 23 日 第 2 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催
・ 第 4 次成田市防犯まちづくり推進計画(素案)について

10 月 31 日 第 2 回成田市防犯まちづくり推進計画策定幹事会

11 月 6 日 第 2 回成田市防犯まちづくり推進計画策定委員会

12 月 16 日 パブリックコメントの実施

~1 月 15 日

令和 2 年

2 月 18 日 成田市防犯まちづくり推進協議会へ諮問
第 3 回成田市防犯まちづくり推進協議会開催
・ 第 4 次成田市防犯まちづくり推進計画(案)について

2 月 21 日 成田市防犯まちづくり推進協議会より答申

3 月 5 日 3 月議会 策定報告

資料2. 成田市インターネット市政モニターアンケート調査結果

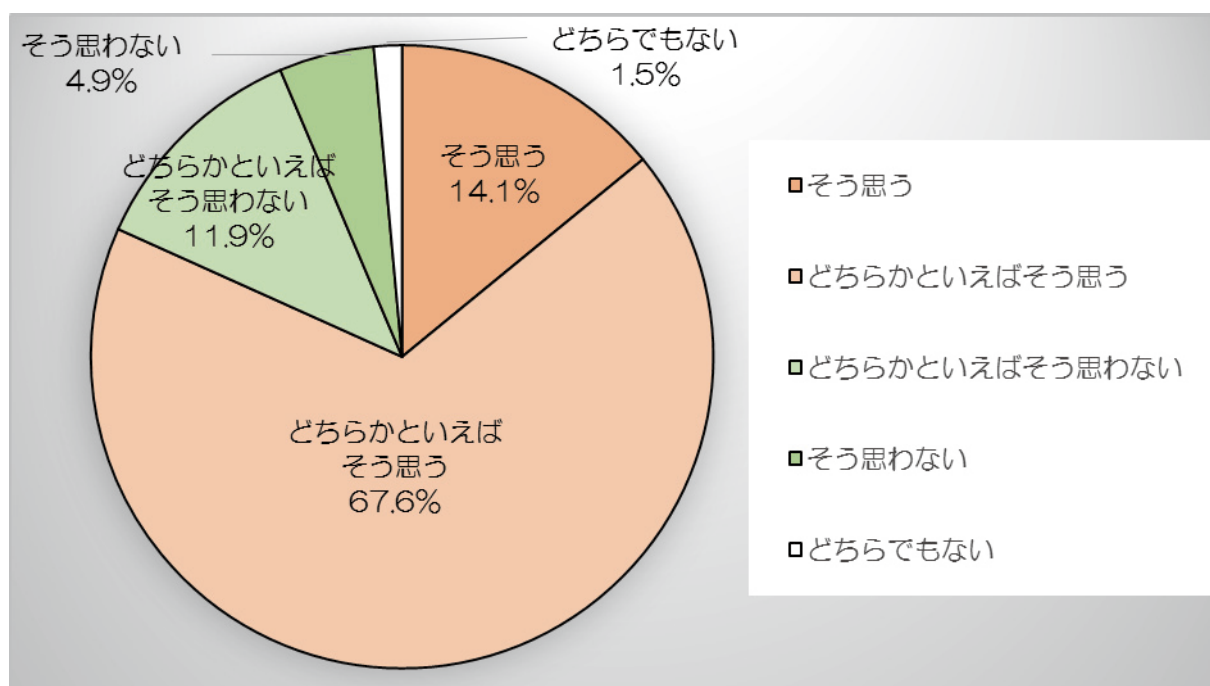
「第4次成田市防犯まちづくり推進計画」の策定にあたり、市政モニターより「防犯に関する」意見等を伺うため、令和元年5月17日から5月27日までアンケート調査を実施し、547人より回答があり回答率は59.5%でした。

以下に主な結果を示します。

調査結果

成田市の治安について

○成田市の治安が良いと感じますかという問いに対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という回答が81.7%と全体の8割を超えており、体感治安としては多くの方が良いと感じています。

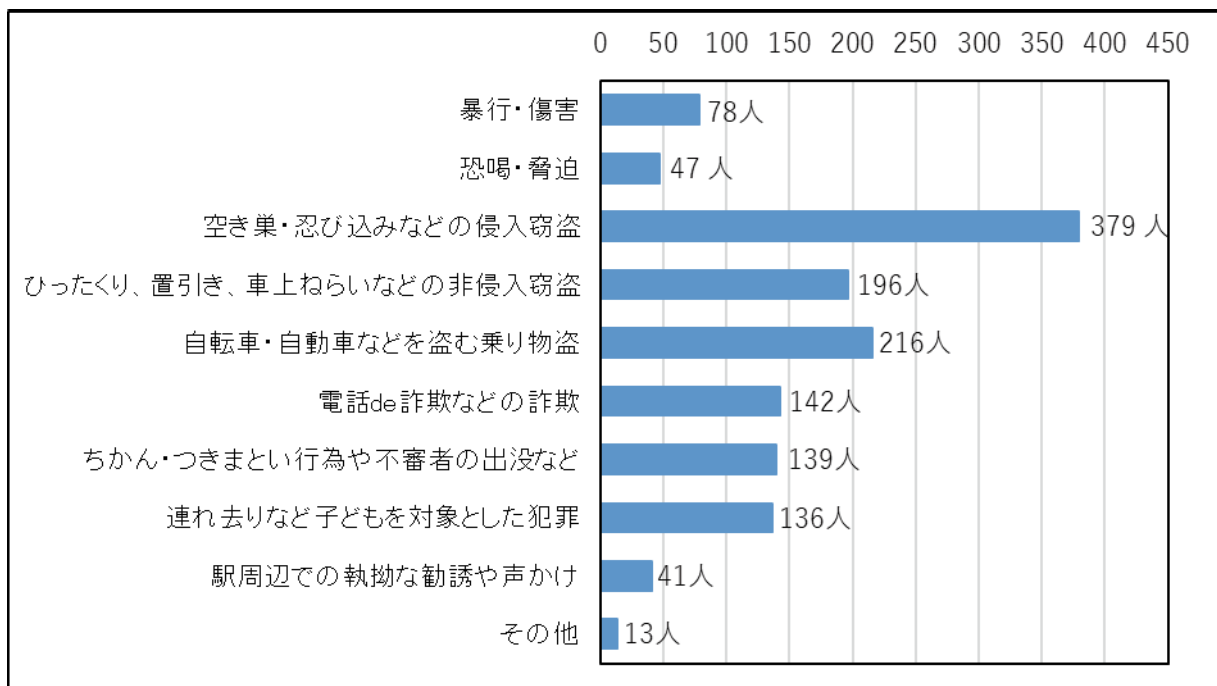


どのような犯罪に不安を感じるか

○身近なところで不安を感じる犯罪として「空き巣等侵入窃盗」(69.3%)、「ひったくり等非侵入窃盗」(35.8%)、「自転車・自動車など乗り物盗」(39.5%)など窃盗に対して不安を感じており、特に「空き巣等侵入窃盗」については、およそ7割の方が不安を感じていると回答しています。

続いて、「電話 de 詐欺などの詐欺」(26.0%)、「ちかん・つきまとい行為や不審者の出沒」(25.4%)、「連れ去りなど子供を対象とした犯罪」(24.9%)と回答しています。

これらの犯罪については、自主防犯意識の向上や防犯教育の充実が、未然の防止に繋がっていくと考えられます。



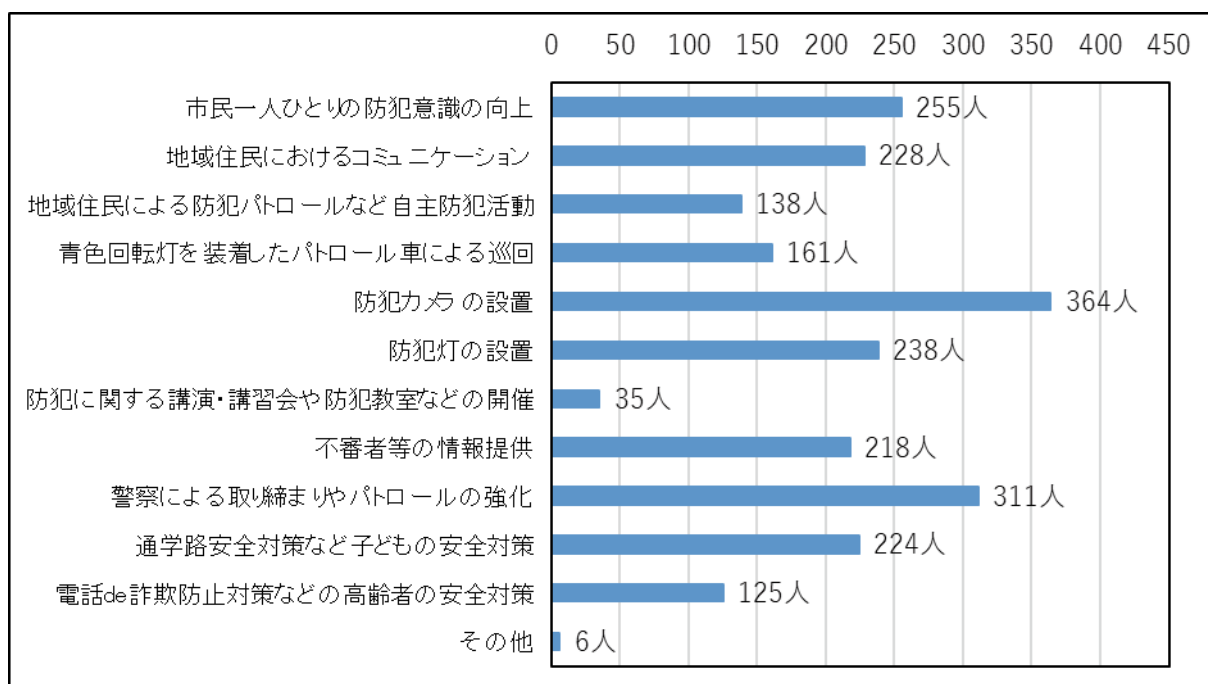
どのような場所に不安を感じるか

○「駐車場や駐輪場」(41.0%)という回答が最も多く、続いて「道路」(39.1%)や「公園や広場」(38.8%)という回答でした。「道路」や「公園や広場」のように誰でも出入りすることができる場所に危険性を感じていることから、車道と歩道を分ける、フェンスを設置するということによって簡単に出入りできなくすることや、防犯カメラや木の伐採などにより、周りから見えやすくすることなどの対策が必要と考えられます。

防犯対策として重要と感じることは何か

- 「防犯カメラの設置」(66.5%)、「警察による取り締まりやパトロールの強化」(56.9%)、「地域住民におけるコミュニケーション」(41.7%)、「市民一人ひとりの防犯意識の向上」(46.6%)となっています。

個人の防犯意識を高めるとともに、地域、行政、警察などが一体となり、犯罪抑止に努めることが求められています。

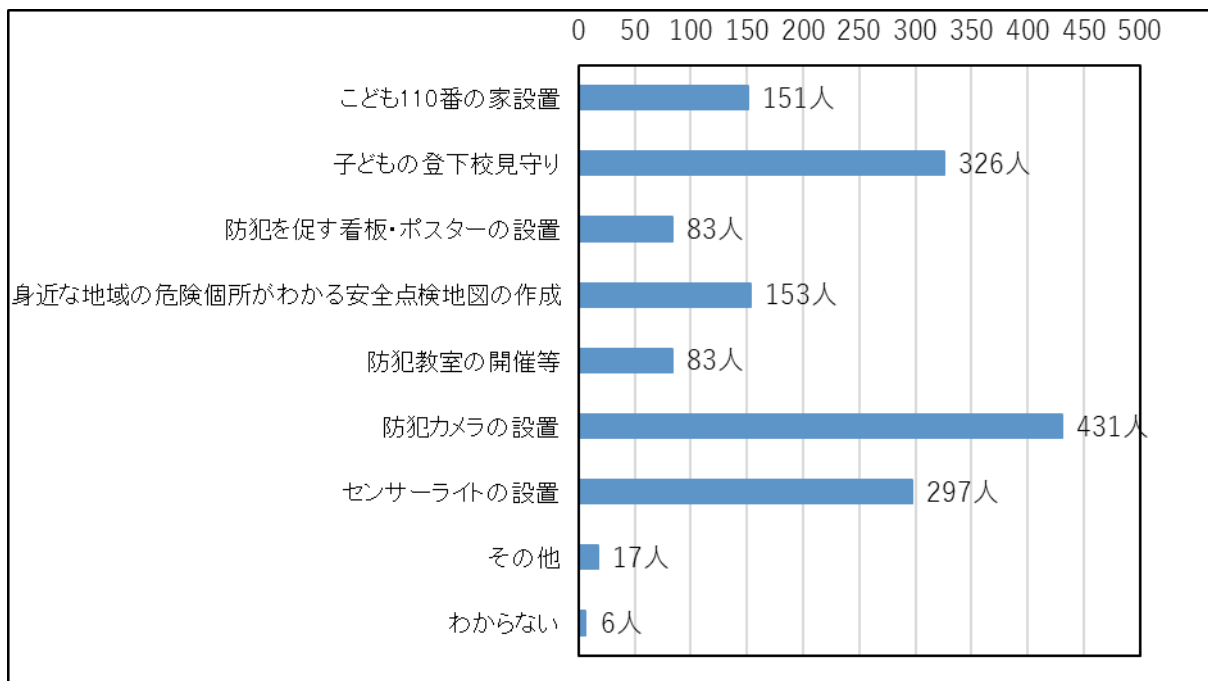


防犯活動を推進するために何が必要か

- 防犯活動の推進には「地域コミュニティの形成」(55.9%)が最も必要とされ、続いて「防犯活動への市からの支援」(43.1%)となっています。地域での防犯活動には地域住民のみでなく、周囲からの協力や支援が必要であると考えられているため、協働による防犯活動が重要と考えられます。

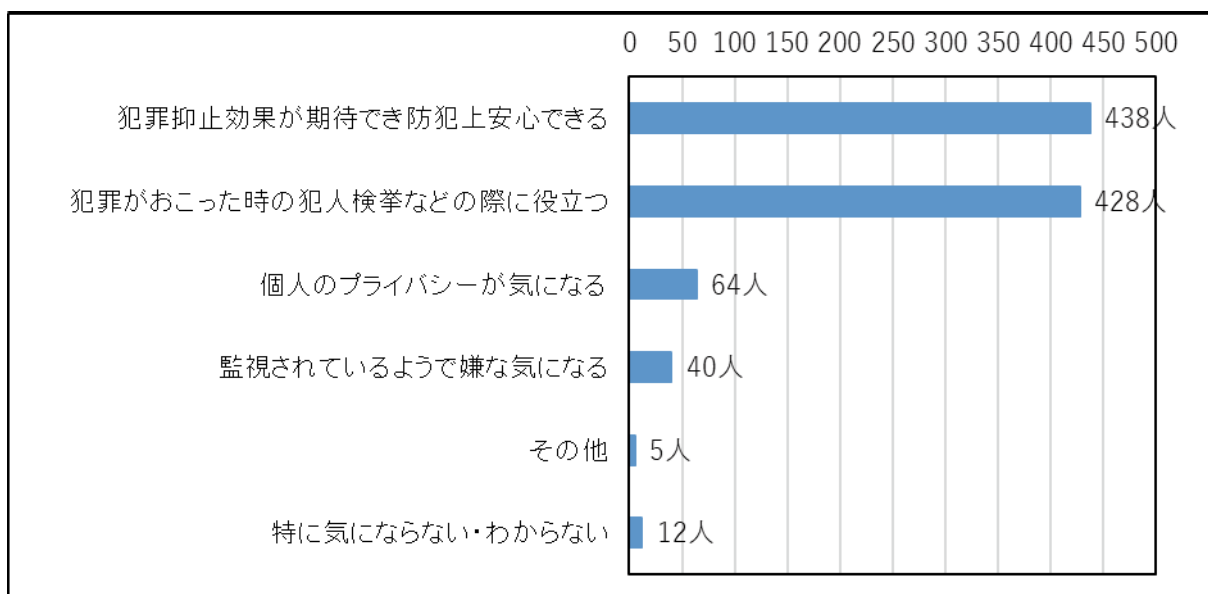
防犯の効果が上がる活動は何か

○地域防犯活動の効果が上がる活動として、「防犯カメラの設置」(78.8%)や「子どもの登下校見守り」(59.6%)と回答されています。地域防犯については、市からの支援と地域での取り組みによる協働が重要と考えられます。



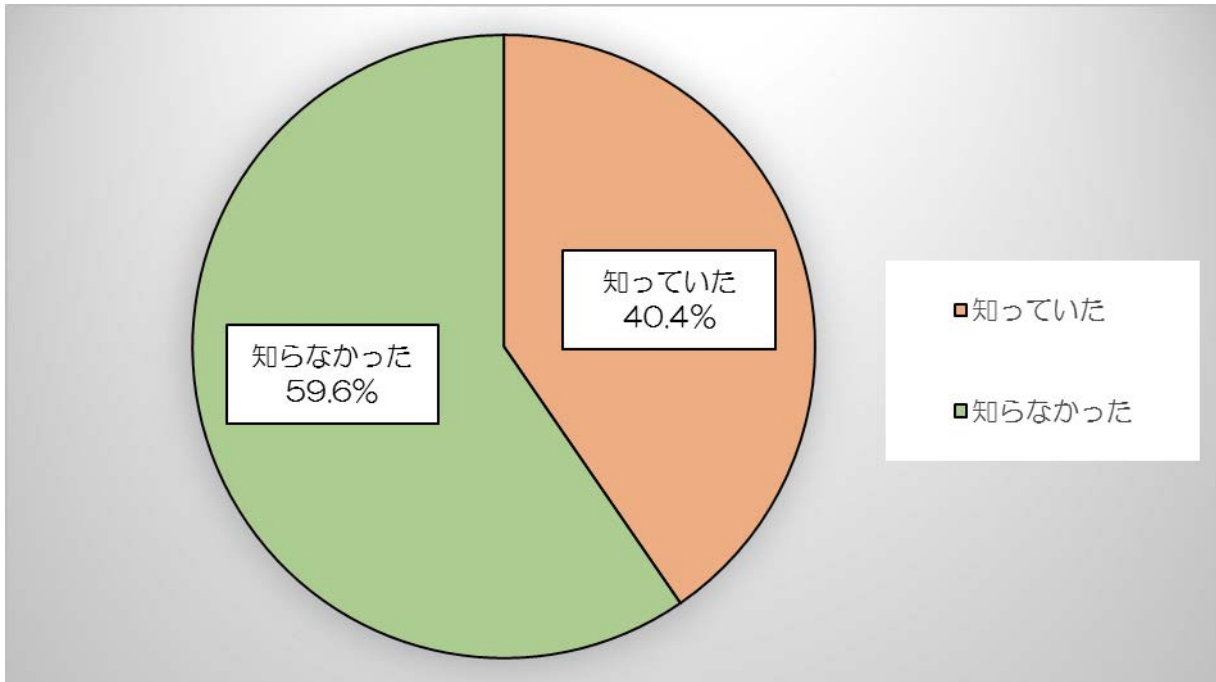
防犯カメラの設置についてどう感じるか

○防犯カメラの設置については、「犯罪抑止効果が期待でき防犯上安心できる」(80.1%)「犯罪がおこった時の犯人検挙などの際に役立つ」(78.2%), という意見が多く、公共の場所への防犯カメラの設置については容認されており、犯罪抑止や犯人検挙に高い期待が寄せられる結果となりました。



防犯カメラの設置を知っていたか

- 「知らなかった」(59.6%)と回答した方が半数を超える結果となりました。現在も設置箇所を、路面標示や表示シールにより示していますが、今後はより効果的な周知方法についても検討し、犯罪抑止につながるよう努めます。



防犯カメラの設置や運用で配慮すべきことは何か

- 「画像データの厳重な管理」(65.1%)と「防犯カメラ設置目的の明確化」(51.9%)が上げられています。防犯カメラの設置については効果的と考えられていますが、個人情報の取り扱いに配慮し、設置目的を明確にする必要があります。また、「効果的な設置についての検証および見直し」(26.7%)という回答も上がっています。

資料3. 成田市防犯まちづくり推進条例

平成19年6月29日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、防犯まちづくりの基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明確にするとともに、防犯まちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市民等が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯まちづくり 市、市民等及び事業者が行う犯罪の防止に配慮した環境の整備並びに市民等及び事業者が行う犯罪の防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 防犯まちづくりは、自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を認識して行われなければならない。

2 防犯まちづくりは、市、市民等及び事業者がそれぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

3 防犯まちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、防犯まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市域を管轄する警察署(以下「警察署」という。)その他の関係行政機関及び防犯関係団体と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等及び事業者が行う防犯まちづくりを尊重するとともに、必要な支援を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、防犯まちづくりについての理解を深め、自らの安全確保に努めるとともに、相互の理解と協力の下、地域における防犯まちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の防犯まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯まちづくり推進計画の策定)

第7条 市は、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「防犯まちづくり推進計画」という。）を策定するものとする。

(啓発活動の推進)

第8条 市は、市民等及び事業者の防犯意識の高揚を図り、これらの者が自主性をもって犯罪の発生防止に取り組むことができるよう、犯罪の発生状況等の情報の提供、防犯に関する知識の普及その他の啓発活動に努めるものとする。

(自主防犯団体等への支援)

第9条 市は、自主的に防犯活動を行う、区、自治会、町内会（以下「自治会等」という。）その他の団体に対し、必要な情報の提供、技術的助言及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

(防犯協力事業者への支援)

第10条 市は、市と協働して防犯活動に取り組む事業者と防犯への協力に関する覚書を締結し、当該事業者に対し、必要な情報の提供及び活動に必要な物品等の支援を行うものとする。

(犯罪抑止重点地区の指定)

第11条 市は、警察署との協議により、犯罪が多発している地区を犯罪抑止重点地区として指定し、防犯まちづくりに関する施策を重点的に実施するものとする。

(協議会の設置)

第12条 防犯まちづくりを推進するため、成田市防犯まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 防犯まちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) 防犯まちづくり推進計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防犯まちづくりに関し必要な事項

2 協議会は、防犯まちづくりに関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会等の連合団体の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 防犯関係団体の代表者

- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第17条 協議会は、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、防犯主管課において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料4. 成田市防犯まちづくり推進協議会への諮問と答申

【 諮問 】

成交第1849号
令和2年2月18日

成田市防犯まちづくり推進協議会
会長 中條 専一 様

成田市長 小泉 一成

第4次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について（諮問）

このことについて、別添のとおり策定したいので、成田市防犯まちづくり推進条例第13条の規定により、貴協議会に諮問いたします。

【 答 申 】

令和2年2月21日

成田市長 小泉 一成 様

成田市防犯まちづくり推進協議会
会 長 中 條 専 一

第4次成田市防犯まちづくり推進計画の策定について（答申）

令和2年2月18日付け成交第1849号をもって諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

「第4次成田市防犯まちづくり推進計画（案）」は、本協議会で審議した意見を盛り込んだ内容となっており、適切であると認めます。

なお、本計画の推進にあたり、以下の点について配慮されるよう要望いたします。

1. 計画を実施していくにあたっては、年度ごとに計画の進捗状況や犯罪の発生状況、市民意識やライフスタイルの多様化等による市民ニーズを把握し、検証を行うとともに、本協議会に対しそれらの報告を行い、本協議会からの意見等に応じて、効果的・効率的に施策を展開し、計画の着実な推進を図るよう努めること。
2. 関係機関との連携を深めるとともに、防犯活動にかかわる市民のモチベーションを向上するため、防犯活動や防犯に関わる情報の周知を図るなど情報の発信に努めること。

資料5. 成田市防犯まちづくり推進協議会委員名簿

(令和2年3月5日現在)

| | 区 分 | 氏 名 | 役 職 |
|----|---------------|-------|-----|
| 1 | 公募による市民 | 勝田 健司 | |
| 2 | 公募による市民 | 佐瀬 吉一 | |
| 3 | 自治会等の連合団体の代表者 | 齊藤 均 | |
| 4 | 商工業関連団体の代表者 | 石川 絹子 | |
| 5 | 商工業関連団体の代表者 | 佐藤 勲 | |
| 6 | 防犯関係団体の代表者 | 高仲 寛明 | 副会長 |
| 7 | 防犯関係団体の代表者 | 國本 正典 | |
| 8 | 防犯関係団体の代表者 | 中條 専一 | 会 長 |
| 9 | 防犯関係団体の代表者 | 泉 喜美江 | |
| 10 | 防犯関係団体の代表者 | 山本 和男 | |
| 11 | 防犯関係団体の代表者 | 井上 幹 | |
| 12 | 関係行政機関の職員 | 日高 雅史 | |
| 13 | 関係行政機関の職員 | 笠田 賢男 | |
| 14 | 教育関係団体の代表者 | 石川 昭代 | |
| 15 | 教育関係団体の代表者 | 野尻 昌子 | |
| 16 | 市長が必要と認める者 | 石田 京子 | |
| 17 | 市長が必要と認める者 | 福田 理佳 | |
| 18 | 市長が必要と認める者 | 武田 誠二 | |

(順不同, 敬称略)

第4次成田市防犯まちづくり推進計画

編 集：成田市市民生活部交通防犯課
〒286-8585
千葉県成田市花崎町760番地
電話 0476-22-1111

発 行：令和2年3月
登録番号：成交19-052



成田市

